

2025 年 8 月 25 日

大阪府知事
吉村 洋文 様

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会長 田中 宏和

2026（令和 8）年度 政策・制度予算に対する要請について

貴職の日頃よりの府民生活向上に向けた行政運営・諸施策の推進に敬意を表します。

私たち連合大阪は、大阪府域で働く者を代表する組織として、暮らしの底上げや格差是正など、働く者が公正に報われる社会の実現に向け、様々な活動に取り組んでいます。

こうした活動の一環として、誰一人取り残されることのない社会の実現に向け安心して働き、元気な大阪を創り上げていくという観点から、生活者・勤労者の視点で議論を重ね、このたび「2026（令和 8）年度 政策・制度予算要請」をまとめました。

時代はポストコロナへとステージを移し、大阪の経済はインバウンドの順調な増加をはじめ緩やかに回復しています。2025 春季生活闘争では大阪においても賃上げ率が 5%を超え、2 年連続で過去最高の水準となりましたが、長引く物価上昇の影響は大きく実質賃金は 3 年以上にわたってマイナスとなっています。加えて、人手不足や物価高を背景とした企業倒産も増加するなど本格的な回復には至っていません。特に、有期、短時間、契約、派遣やひとり親、外国人など、不安定な立場で働く者は今なお厳しい状況が続いており、経済の活性化を進めつつ、セーフティネットを整備し生活困窮者の支援をしていく必要があります。

また、「2025 大阪・関西万博」については、国内外から多数の注目と関心を集めているところ、万博によって得た新たな知見や人々とのつながり、レガシーを今後の社会発展にどのように活用していくかが重要です。万博が示す新たな技術やビジョンは、「大阪の持続的な成長」「府民の豊かな暮らし」に大きな影響をもたらすことから、多種多様な社会課題解決のため、早期の社会実装が期待されます。

このたびの要請内容は、「雇用・労働・ジェンダー平等施策」「経済・産業・中小企業施策」「福祉・医療・子育て支援施策」「教育・人権・行財政改革施策」「環境・食料・消費者施策」「社会インフラ施策」の 6 点を柱とした 65 項目の要請としています。物価高が収まらない中、雇用・経済の回復、安心・安全な生活に向けた医療・介護の基盤整備や災害対策など、持続可能で包括的な社会の実現に向け、限りある財政状況の中ではありますが、2026 年度の施策に是非とも反映していただきたく要請いたします。

以上

目次

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(1)雇用対策の充実・強化について（★）

①公・労・使による総合的な雇用・労働対策の協議について <補強>

②人材の確保とマッチング機能の強化について

(2)就労支援施策の強化について（★）

①地域就労支援事業の強化について

②障がい者雇用の支援強化について

③外国人労働者が安心して働くための環境整備

④働く者に配慮した受動喫煙防止対策の強化 <新規>

(3)ジェンダー平等社会の実現に向けて

①女性活躍・両立支援関連法の推進について

②女性の人権尊重と被害への適切な対応について

③多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて

(4)労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

(5)治療・介護と仕事の両立に向けて

2. 経済・産業・中小企業施策

(1)中小企業・地場産業の支援について（★）

①「中小企業振興基本条例」の制定促進と施策周知について

②ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について

③中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について

④事業継続計画（BCP）策定率の向上にむけて

(2)取引の適正化の実現に向けて（★）

(3)公契約における取引の適正化の実現に向けて（★）

(4)公契約条例の制定について

(5)海外で事業展開を図る企業への支援

(6)産官学等の連携による人材の確保・育成

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1)地域に根ざした生活困窮者支援体制自立支援制度の強化に向けてさらなる改善について

①生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

- ②住宅セーフティネット法の周知徹底について
- ③住宅確保要配慮者の実態把握の推進について
- ④「ホームレス特別措置法」の施行期間の延長と隠れホームレスの環境改善について **<新規>**
- (2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について
 - ①がんの早期発見・早期治療を推進する検診体制の強化について
 - ②口腔保健事業の周知徹底について
- (3) 医療提供体制の整備に向けて (★)
 - ①医療人材の処遇改善について
 - ②医療人材の勤務環境改善にむけて
 - ③効率的な医療提供体制の構築にむけて
- (4) 利用者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることのできる介護サービス提供体制の強化に向けて (★)
 - ①地域包括ケアの推進について
 - ②介護職員等の処遇改善に向けて
 - ③ハラスメントの防止対策について
 - ④介護サービスの防止対策について
 - ⑤認知症対策について **<新規>**
 - ⑥認知症に関する条例制定に向けて **<新規>**
- (5) 子ども・子育て施策の着実な実施に向けて (★)
 - ①保育士等の確保と処遇改善・定着支援について
 - ②保留児童・隠れ待機児童の解消に向けて
 - ③地域子ども・子育て支援事業の支援体制について
 - ④子どもの貧困対策と居場所支援について
 - ⑤居場所づくりのさらなる充実に向けて
 - ⑥子どもの虐待防止対策について
 - ⑦ヤングケアラーへの支援体制の整備について

4. 教育・人権・行財政改革施策

- (1) 教職員の長時間労働是正と人材確保について (★)
- (2) 子どものゆたかな学びを保障する教育環境の整備について (★)
- (3) 府立高校の統廃合について
- (4) 奨学金制度の改善について (★)
- (5) 労働教育のカリキュラム化について
- (6) 人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について
- (7) 行政におけるデジタル化の推進について
- (8) 「マイナンバー制度」の理解促進および「マイナンバーカード」の普及に向けて

(9)府民の政治参加への意識向上にむけて

5. 環境・食料・消費者施策

- (1)食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）
- (2)フードバンク活動の課題解決と普及促進について
- (3)消費者教育の展開について（カスタマーハラスメント対策）
- (4)消費者教育の展開について（若年層対策・公共交通対策）
- (5)特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について
- (6)「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と
その実践に向けた産業界との連携強化について
- (7)再生可能エネルギーの導入促進について

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

- (1)交通バリアフリーの整備促進について
- (2)安全対策の向上に向けて
- (3)運輸事業の交通安全対策・環境対策等について　＜補強＞
- (4)自転車等の交通マナーの向上について
- (5)子どもの安心・安全の確保について
- (6)防災・減災対策の充実・徹底について（★）
- (7)地震発生時における初期初動体制について
- (8)集中豪雨等風水害の被害防止対策について（★）
 - ①災害危険箇所の見直しについて
 - ②防災意識向上について
- (9)激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み
- (10)交通弱者の支援強化に向けて
- (11)安全安心な上下水道の供給実現に向けて
- (12)空き家対策の推進　　＜新規＞
- (13)公衆喫煙所の整備の強化　　＜新規＞

* 参考

大阪府政策・制度予算要請　用語集

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

(1)雇用対策の充実・強化について（★）

① 公・労・使による総合的な雇用・労働対策の協議について

2024年・2025年と2年連続で「大阪政労使の意見交換会」が開催されており、本年度についても積極的に参画すること。意見交換会では賃上げの他に、雇用・労働政策に関する具体的な課題や対応策についても協議を深めること。

また、滋賀県や和歌山県、兵庫県などで行われた三者による共同メッセージや共同宣言等、社会的波及効果の高い実効性のある取り組みを大阪府としても積極的に実施すること。

【背景】

様々な業種において人手不足が深刻化しており、特に中小企業では人材確保と定着が大きな課題となっている。リスキリングやリカレント教育、DX推進などの省力化を通じて雇用の安定と処遇改善を図るためには、オール大阪で総合的に労働政策を検討し、社会的に発信していく必要がある。

2024年2月には、厚生労働省の通達を受けて「賃上げに向けた取り組み」をテーマに「政労使の意見交換会」が開催され、大阪府としても賃上げの流れを地方・中小企業に波及させるための重要な場となった。関西では、滋賀県や兵庫県において政労使による共同メッセージが発表されており、こうした取り組みは社会的な影響力が大きく、府内企業や労働者への意識啓発にもつながっている。

②人材の確保とマッチング機能の強化について

府内の人材確保を必要とする製造・運輸・建設業界での人材不足の解消を目的として設立された大阪府の「大阪人材確保推進会議」での取り組みを強化し、人材の確保につなげること。

また、医療・福祉関係など様々な業界で人手不足が深刻化しているため、各業界での人材確保につながるよう、企業と求職者のマッチング機能強化の拡充はもとより、新物流効率化法の周知と実効性を高める指導を行うこと。

【背景】

製造・運輸・建設業界やインバウンド業界については、建設については少し落ち着きを見せているものの依然として、製造・運輸が高止まりしていることから、継続して有効求人倍率は高位で推移している。

全日本トラック協会が3月に公表し物流の2024年問題対応状況調査結果によると「希望額どおりに運賃・料金を引き上げできた荷主がある」との回答は20%に留まっている。

業界全体の労働条件向上への支援を求める。

また、令和7年4月1日より新物流効率化法が施行され、規制措置や努力義務が課せられた。製造・運輸・建設業界やインバウンド業界については、継続して有効

求人倍率は高位で推移している。

(2) 就労支援施策の強化について (★)

① 地域就労支援事業の強化について

「地域労働ネットワーク」の活動を活性化し、就職困難層の就労支援事業展開が確実に行われるよう、各市町村との連携をさらに強化すること。

就職氷河期世代や、子育て・介護・治療と仕事の両立ができるよう職業能力開発や就労支援の施策を講じること。国の交付金活用における「就職氷河期世代を含む中高年世代」向け支援の実効性を高めることと良質な雇用・就労機会の実現に向けて対象者の個別の事情を踏まえつつ、将来を見据えた長期的な能力開発、適切な就職・定着の支援等を行うこと。

また、女性のひとり親家庭への支援事業の就業施策を強化し、支援の必要な人へニーズに沿った情報が確実に届くよう取り組みをさらに強化すること。

【背景】

地域労働ネットワークが形式的な開催にならないよう、積極的な活動を求める。

市町村のニーズ、就労希望者、求人企業のニーズを把握し、地域に根ざした就労支援が行われるよう、市町村と連携した継続的な取り組みが必要。また、子育てや介護を抱える人、ひとり親へ向けた両立しやすい職業能力開発などの就労支援策を求める。

令和7年4月25日(金)第1回就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議が開催され、「就職氷河期世代を含む中高年世代」への支援について議論された。

② 障がい者雇用の支援強化について

府内に本社のある企業の法定雇用率達成企業の割合について全国平均を上回るよう障がい者雇用を推進すること。障がい者雇用ゼロの中小企業に対してマッチングの支援など、採用段階から定着するまで一貫した総合的な支援策をさらに強化すること。

また、障がい者雇用ゼロ企業などに対して、国による障がい者雇用を後押しするための各種助成金や支援制度等について周知を行うこと。

障がい者の意思を尊重した相談体制の充実、職場での障がい者就労への理解のための取り組みを推進すること。

【背景】

雇用率は全国とほぼ同水準（全国 2.41%・大阪 2.44）だが、法定雇用率達成企業の割合は全国よりも 4.4 ポイント低く（全国 46.0%・大阪 41.7%）特に中小企業の達成割合が低い。さらに法定雇用率の段階的引き上げ等を考慮し、中小企業への取り組み支援が急務であり、ヒアリングによる企業ニーズ・個別課題に応じた支援が必要となってくる。また、地域に根ざした就労支援が肝要であり、市町村と連携したマッチング支援が求められている。

③ 外国人労働者が安心して働くための環境整備

府内で働き、暮らす外国人への生活支援について、居住外国人や支援団体等から意見を聴く場面を設置し、SNS 等を活用した外国人労働者の雇用・生活状況に関する調査を実施するなど、実効性ある共生支援策とするための PDCA サイクルを構築すること。関係機関や市町村との連携を強化し、状況把握・情報共有を図ること。

また、生活・就労に必要な日本語について、外国人労働者に学習の場を提供するとともに、日本語を教えるボランティア等の養成講座を実施し、AI を活用し人材の育成・確保を行うこと。

特に、技能実習生や特定技能、「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格で来日する外国人については、建前上「基礎的な日本語能力がある」とされているが、実際には日本語がほとんど話せないケースも多く、受け入れ企業への指導・支援が必要である。

さらに、大阪府内の日本語教室の多くがボランティアに依存している現状を踏まえ府としても継続的かつ安定的な財政支援を講じること

【背景】

外国人労働者は 2024 年 10 月時点で、全国で約 230 万人（前年比 33.7%増）、大阪府内では約 17.5 万人（前年比 19.3%増）と過去最高を更新しており、今後も増加が見込まれている JETRO の 2024 年調査でも、企業の 30.6%が「今後外国人材を増やす・新たに雇用する」と回答しており、人口減少や新たな育成就労制度の導入、大阪・関西万博を契機に、これまで外国人就労が少なかった業種にも広がることが想定される。

一方で、技能実習や特定技能制度では、来日前に日本語講習を受けていることが前提とされているが、実際には「ほとんど話せない」「職場での意思疎通が困難」といった声が多く、現場ではトラブルや孤立の要因となっている

また、大阪府内の日本語教室の多くがボランティアに依存しており、安定的な運営が難しい状況にある。

大阪府が展開している 2025 年度版「外国人材受入加速化支援事業（MEET IN OSAKA）」で、企業と外国人材のマッチング支援や就労前研修などを実施しているが、生活支援や言語教育の分野では制度的な支援が不十分であり、今後は包括的な共生支援体制の構築が求められる

<新規>

④ 働く者に配慮した受動喫煙防止対策の強化

受動喫煙防止条例の再啓発を実施し、飲食店等での喫煙所の設置だけでなく、喫煙・禁煙表示等への補助、啓発にかかる費用について予算等を確保すること。

また、2020 年 4 月 1 日に施行された「健康増進法の一部を改正する法律」が適正に運用されているかなどの実態把握を行い、状況に応じて必要な施策を検討・実施すること。

【背景】

大阪府では、2019 年に「大阪府受動喫煙防止条例」を制定し、段階的に施行を進めてきたが、2025 年 4 月の全面施行により、客席面積が 30 平方メートルを超える飲食店は原則屋内禁煙となった。

しかし、現場では「喫煙専用室の設置費用が負担」「標識掲示の方法が分からない」といった声も多く、特に中小規模の飲食店では対応が遅れているケースも見られる。

また、条例施行後も、屋外での喫煙や路上喫煙の増加が懸念されており、府としては屋外分煙所の整備や、地域住民との協調によるマナー啓発も含めた包括的な対策が求められている。さらに、健康増進法の運用状況についても、府内全域での実態調査を通じて、法令遵守の実効性を高める必要がある。

受動喫煙は、労働者の健康を損なうだけでなく、職場環境の悪化や人材確保の障壁にもつながることから、働く者に配慮した受動喫煙防止対策の強化は、労働政策・健康政策の両面からも喫緊の課題である。

(3) ジェンダー平等社会の実現に向けて

① 女性活躍・両立支援関連法の推進について

女性活躍推進法の周知・啓発をさらに行い、事業主行動計画の策定が義務化されていない 100 人以下の企業に対しても、行動計画の策定を強く求めること。また、特定事業主行動計画を策定したうえで、「男女の賃金差異」について数値の公表だけでなく分析し、是正に取り組むこと。

企業における女性の登用や職域拡大、働き方の柔軟化に向け指導や好事例の周知を行うこと。

改正育児・介護休業法（2025 年 4 月 1 日施行）についての改正点の内容を周知し、特に男性の育児休業取得がさらに促進するよう、取り組み事例の発信と啓発活動を行い、「育児休業が確実に取得できる」職場環境整備に取り組むこと。

【背景】

女性活躍推進法の改正により、101 人以上の事業主については事業主行動計画の策定・公表が義務付けられ、取り組み内容や目標、男女差異などが可視化されるようになった。中小企業においても女性活躍をさらに推進するため、義務化されていない 100 人以下の企業へも策定を働きかけることで意識向上や採用時の PR になることを理解いただくことが重要。

特に大阪府においては、女性の非正規雇用率が依然として高く、管理職に占める女性の割合も全国平均を下回っている状況にあります。また、性別役割分担意識が根強く残っており、女性のキャリア形成や継続就業に対する障壁が存在しています。

大阪府では、6歳未満の子どもを持つ父親の育児・家事時間が全国平均を下回っており、男性の育児参画を阻む職場文化や制度運用上の課題があると考えられる。男性の育児休業取得を促進するためには、制度の整備だけでなく、管理職層への意識改革や、取得しやすい職場風土の醸成が不可欠です。

② 女性の人権尊重と被害への適切な対応について

メディア等での性の商品化や暴力的表現を見直し、女性の人権を尊重した表現が行われるよう、大阪府として各方面に働きかけること。

改正「DV防止法」「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」を周知し、具体的取り組みをすすめること。

また、松原市の「性暴力救援センター・大阪 SACHICO」が、2026年度に、大阪市住吉区「こころの健康総合センター」に移転し、これまでのワンストップ型からネットワーク型に移行することとなったが、ワンストップ型のメリットとして医療とメンタルケアが同時にできる点であるが、そのメリットが失われないような利用者へのケアとプライバシーが守られるような体制を整えることと対応する医療従事者や相談員の充実を図ること。

また、「特定妊婦」に対する、切れ目のない支援ができるよう具体的な計画を策定すること。「不妊治療」の妊活支援としての「ルナルナ」の実効性を上げるための周知と利用者の悩み事に対応できる体制の充実を行うこと。

DVを含む人権侵害、ハラスメント被害、性的指向・性自認（SOGI）に関する差別など、様々なジェンダー課題で被害を受けた方々にきめ細かな対応ができるよう職員に対する研修を継続的に実施し、相談窓口の周知や啓発活動を行うこと。

【背景】

「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」に基づき、NPO等の団体とも連携を強化しながら支援センター等の認知度向上を進める必要がある。例えば女性支援特別サイト「あなたのミカタ」、「おおさか性と健康の相談センターcaran-coron（カランコロン）」などの関連情報を広く周知をし、相談者自身がアクセスしやすい環境づくりを進める。

大阪 SACHICO については、松原市の阪南中央病院内に設置されていて、これまで、阪南中央病院の医師を中心に24時間体制対応してきたが、長時間労働に加え医師不足、運営費の確保が困難といった問題から、阪南中央病院から撤退することになった。「大阪 SACHICO の存続と発展を存続する会」が署名活動を実施し、12月4日に大阪府に約48,000筆の署名を提出した。その後、2月14日開催の大阪府戦略本部会議にて大阪府が主体となって運営していくことを公表した。

2018年に、(株)エムティーアイと大阪府が「妊娠・出産・不妊の支援に係る連携・協力に関する」事業連携協定を締結し、その後、不妊等に関する情報提供や相談センターなどを行う「ルナルナ」の大阪府特設ページを立ち上げた。

③ 多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて

「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、行政・府民一体となって啓発活動に取り組むこと。

また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に対する企業や団体、市民の理解と普及促進を図り、大阪府との自治体間連携を強化するとともに、すでに連携を登録している自治体に対しては制度の創設を働きかけること。

加えて、人権に配慮し LGBTQをはじめ誰もが使用しやすい府内施設（多目的トイレ等）の整備だけでなく、プライバシーや安心感が担保されるよう取り組むこと。

【背景】

パートナーシップ宣誓証明制度の大阪府連携自治体数 13 自治体（大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、貝塚市、枚方市、茨木市、泉佐野市、富田林市、松原市、大東市、大阪狭山市）※2025 年 11 月時点

2023 年 6 月に「LGBT 理解増進法」が施行されて 2 年たったが、社会の理解が進んでいるとは言えず、セクシャルマイノリティに対する偏見・差別は未だ残っている。

2025 大阪・関西万博においても 45 カ所のトイレのうち 4 割の 18 カ所に 112 基設置されたが、不安の声なども多く上がっている。

多目的トイレ数 3,107 カ所（H.P：みんなで作ろう！多目的トイレマップ）

※<https://wc.m47.jp>

(4) 労働法制の周知・徹底と労働相談体制の強化について

顧客、取引先にもハラスメントに含まれるため、中小企業の防止対策について周知・支援し、当事者からのハラスメント相談やハラスメントを原因とした精神疾患なども含めた相談への体制を充実・強化すること。

また、東京都はカスハラ防止条例を制定し、25 年 4 月から施行している。被行為者として、学校教諭も対象となっていることから、カスタマーハラスメント対策も広く周知すること。ハラスメント被害者が相談窓口にすぐに連絡しやすくなるよう、大阪府が 2025 年 4 月より開始した「中小企業カスタマーハラスメント対策促進事業」を活用した支援を強化するとともに、行政機関や企業内だけでなく、業界団体や地域組織などにも相談窓口を設置するよう働きかけを行うこと。

【背景】

労働施策総合推進法が改正され、中小企業含むすべての事業所において職場でのパワーハラスメント対策が義務化されて 2 年が経過したが、依然としてハラスメントは職場で多く発生している。現状、連合大阪の「なんでも労働相談」においても、相談件数はハラスメント関連がトップとなっており、依然として多数発生している状況がある。

・ 2021.9～2022.8…246/1488 件（パワハラ・嫌がらせ/総件数）

・ 2022.9～2023.8…338/2097 件（パワハラ・嫌がらせ/総件数）

(5) 治療・介護と仕事の両立に向けて

「治療と仕事の両立支援」「介護と仕事の両立支援」の取り組みが特に中小零細企業に浸透するよう、関係団体と連携し周知・啓発を行い、事例や情報、ノウハウの提供を行うこと。大阪府が 2025 年 3 月に改定した啓発冊子「女性活躍応援 BOOK！」の情報を活用しながら、企業の理解と対応力の向上を図ることを求めること。

不妊治療について事業主および社会全体への理解促進を要請し、治療と就労の両立を支援する環境整備を進めるとともに、卵子凍結など将来の妊娠に備えた選択肢に対する助成制度の充実を図ること。

事業者・労働者ともに医療や介護に関する知識や関連施策を学ぶことでできる機会を提供すること。

大阪府内でも、国の助成制度と連携した支援が進められており、今後はより柔軟で包括的な支援体制を構築すること。

【背景】

厚労省・経産省の両立支援ガイドの通り、「治療と仕事の両立支援」は働き方改革の実践においても重要な課題である。

疾病・障がいを抱える労働者や、家族等を介護する労働者が仕事を継続できるよう、職場環境整備を行う企業に対して、理解促進を図りながら両立支援対策の強化をする必要がある。

① 不妊治療の保険適用（国）との連携

2022 年 4 月から国の制度として、体外受精や顕微授精などの特定不妊治療が保険適用となりました。大阪府および大阪市では、この保険診療と併用される「先進医療」にかかる費用の一部を助成する制度を設けています

② 大阪市特定不妊治療費（先進医療）助成事業（2025 年 4 月）

保険診療と併用して行われる先進医療（例：タイムラプス撮像法、子宮内膜受容能検査など）に対し、費用の 7 割（上限 5 万円）を助成。

対象は大阪市在住で、治療開始時に妻の年齢が 43 歳未満の夫婦。

助成回数は、40 歳未満で 1 子ごとに 6 回まで、40 歳以上 43 歳未満で 3 回まで

③ 不育症検査費用助成（大阪府）（2021 年度～）

保険適用外の先進医療として実施される不育症検査に対し、費用の一部を助成。

これは国の制度ではカバーされない領域を補完する形で実施されています

④ 情報提供・啓発ツールの活用（2019 年 3 月～）

大阪府は「ルナルナ」と連携し、スマートフォンアプリを通じて不妊・不育治療に関する情報や助成制度の案内を行っています。

利用者は簡単な質問に答えるだけで、自分が利用可能な助成制度を確認できる仕組みです。

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) 中小企業・地場産業の支援について

① 「中小企業振興基本条例」の制定促進と施策周知について

中小企業振興基本条例制定済み市町村数が昨年から増加していない現状を踏まえて、未制定の府内市町村に対して、府の指導力をさらに強化し、条例制定に向け審議会や振興会議等の環境整備を促すこと。条例策定においては、地域での労働組合・労働団体の参画と役割について言及し、条例策定市町村を増やすこと。

次に大阪府の中小企業振興策において、中小企業は工業高校と連携を密にし人材確保に努めること。人材育成支援や DX 導入支援など具体的な振興策の策定や、行政の支援策の周知をはかり、取り組み件数を増やすこと。特に、府が推進する「MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）」を活用した DX セミナーや人材育成支援プログラムなどを、より多くの中小企業に届けるための広報・連携体制の強化すること。

【背景】

大阪経済の発展・成長には中小企業（30 万社・従業員 290 万人）の健全な発展が不可欠であり、地場の市町村での取り組みが重要。

条例制定済み市町村（＊制定順 18 市）：昨年より増加なし

八尾市、吹田市、枚方市、大東市、大阪市、岸和田市、貝塚市、泉南市、寝屋川市、東大阪市、交野市、泉佐野市、和泉市、四條畷市、守口市、富田林市、羽曳野市、藤井寺市

② ものづくり産業の生産拠点の維持・強化について

ものづくり企業の従業員や 0B などをカイゼン活動のインストラクターとして養成し、中小企業に派遣する「カイゼンインストラクター養成スクール」の開設を経済産業局と連携し人材を確保すること。とりわけ、現場改善のノウハウを持つ人材の地域内循環を促進し、中小企業の生産性向上と人材育成の両立の実現を図ること。

また、2019 年度をもってカイゼンインストラクター養成スクールに対する国の補助金が終了したことから、大阪府として独自の支援制度を創設し、スクールの継続的な運営と人材派遣体制の強化を図ること。

【背景】

作業動線やライン・部品配置の見直しなどのカイゼン活動を徹底することで、生産性向上、付加価値拡大の余地はまだ大きいと考えられる。地域のものづくり企業全体の力を高めることで、生産拠点としての地域の魅力を高めることにつなげていく。

③ 中小企業で働く若者の技能五輪への挑戦支援について

工業高校や工業高等専門学校の特攻科などが定員割れし、統廃合の対象になっていることに危機感を感じている。工業高等専門学校等を活用し、中小企業で働く若者が技能五輪全国大会や技能五輪国際大会に挑戦できるよう、当事者に対する支援をさらに拡充し、技能五輪大会や大阪府の支援策を広く周知広報すること。

さらに、技能五輪地方予選大会・全国大会・国際大会に選手を出場させる中小企業に対して、直接的な資金面での助成を必ず行うこと。特に、訓練にかかる費用や大会参加に伴う旅費・滞在費など、企業の負担が大きい部分に対しては、大阪府独自の補助制度を創設し、継続的な支援体制を構築すること。

【背景】

製造業の人材育成、人材確保は喫緊の課題となっている。強固な地場産業の構築のためにも、特に中小企業で働く若手への育成支援が必要と考えられる。

<統廃合対象校>

2025 年度より募集停止

1. 西野田工科高等学校→4 年連続で定員割れ
(今宮工科高等学校への機能統合)
2. 布施工科高等学校→6 年連続で定員割れ
(城東工科高等学校と統合し、新たな工業系高校を設置予定)
3. 城東工科高等学校→3 年連続で定員割れ
(布施工科と統合し、現・城東工科の校舎を活用して新高設置予定)

2028 年度統廃合計画

1. 生野工業高等学校 (2025 年度に募集停止)
 2. 泉尾工業高等学校
 3. 東淀工業高等学校
- これら 3 校を統合し、新たな工業高校を東淀工業高校の高地内に設置予定

④ 事業継続計画 (BCP) 策定率の向上にむけて

「BCP 策定大阪府スタイル」の効果検証を行うとともに、特に中小企業に対して、BCP 策定に必要なスキルやノウハウ、策定によるメリットを広く周知すること。

併せて、策定率の向上を図るため、市町村、商工会・商工会議所、金融機関等との連携策を一層強化すること。

さらに、府の補助事業として実施されている、超簡易版 BCP『これだけは！』シート等を活用したセミナー・ワークショップ・経営相談の実績を明らかにし、取組の効果を可視化すること。

加えて、「事業継続力強化計画」に基づく低利融資や税制優遇といった支援策の利用状況を把握し、より多くの中小企業が活用できるよう促進すること。

また、BCP の一環としてのサイバーセキュリティ対策についても、啓発活動を

強化し、企業の意識向上を図ること。

【背景】

帝国データバンク 2024 年 5 月調査によると、企業の BCP 策定率は 19.8%で過去最高となったが、規模別の策定率は大企業：37.1%、中小企業：16.5%と規模間格差が拡大している。能登半島地震のような自然災害だけでなく、サイバー攻撃によるリスクなども高まっており早急な BCP 策定が望まれる。

(2)取引の適正化の実現に向けて（★）

フリーランスを含めたすべての働く者の雇用と生活を守るために、取引の適正化・価格転嫁の円滑化を実現するため、「パートナーシップ構築宣言」および「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への取り組みをさらに推進・拡大するよう、大阪府として積極的な働きかけを行うこと。特に、府内中小企業に対しては、制度の意義や活用方法をわかりやすく伝えるセミナーや相談窓口の設置、成功事例の共有などを通じて、実効性のある支援を強化すること。

また、大手企業に対しても、下請企業との公正な取引慣行の確立に向けて、「パートナーシップ構築宣言」への参加を促すとともに、価格交渉における透明性と対等性を確保するよう指導を強化すること。特に、優越的地位を利用した買ったたきや一方的な契約変更といった不公正な取引慣行が依然として残っている現状を踏まえ、大阪府として実態把握と是正に向けた監視体制の強化を図ること。

【背景】

「パートナーシップ構築宣言」については、各都道府県で補助金に対する加点措置などを実施して取り組み拡大を図っている。持続的な構造的賃上げを実現するためには、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配により、特に中小企業が原資を確保できる「価格転嫁も含めた取引環境の整備」が必要である。

大阪府内においても、原材料費やエネルギーコスト、人件費の高騰が続く中で、下請中小企業が価格転嫁を申し出ても、発注元から明確な回答が得られず、従来の価格での取引を強いられるケースが依然として多く見られている。こうした状況は、2025 年 5 月に改正された下請法運用基準においても「買ったたき」に該当するおそれがあると明記されており、府内でも深刻な課題となっている。

また、大阪府が設置する「下請かけこみ寺」や「価格転嫁サポート窓口」には、価格交渉に関する相談が多数寄せられており、特に中小企業からは「交渉の進め方がわからない」「根拠資料の作成が難しい」といった声が多く、実効性ある支援の強化が求められている。

公正な取引環境の整備は、府内経済の持続的成長に不可欠であり、行政による積極的な後押しが必要である。

(3)公契約における取引の適正化の実現に向けて（★）

地方自治体が民間企業に発注を行う際、下請法や「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」などに準拠・遵守し、「パートナーシップ構築宣言」を踏まえた取引を行うこと。特に大阪府の業務委託における「インフレスライド条項」

については、受注者の利益を損なわない「増額スライド額」とするよう、現行の「経営上最小限度必要な利益まで損なわない」という表現を、「経営上必要な利益まで損なわない」に改めること。これにより、受注者が適正な利益を確保できる制度運用とすること。

また、情報サービスやソフトウェア発注取引においても、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に準拠・遵守し、短納期・低価格発注の是正を図ること。特に、IT・デジタル分野では人材不足が深刻化しており、適正な労務費の確保が困難な状況が続いているため、府としても発注仕様の見直しや予算措置の柔軟化を進めること。

加えて、少なくとも、入札参加事業者が労働基準法違反により是正勧告を受けた場合や、労働組合法に基づく不当労働行為命令を受けた場合には、一定期間入札から排除するなどの措置を講じることを明記し、公契約における労働者保護の実効性を高めること。

【背景】

公契約については、労務費の価格転嫁が困難との声が多く寄せられており、特に情報サービスやソフトウェア発注取引においては、予算執行の関係等から短納期・低価格での発注が常態化している。大阪府の「インフレスライド条項」では、受注者の利益保護に関する表現が「経営上最小限度必要な利益まで損なわない」とされており、実際の運用においては受注者側が十分な利益を確保できないケースも見受けられる。

また、公契約は下請法の直接の適用対象外であるものの、下請ガイドラインや「価格交渉の指針」等に準拠した適正取引が行われるよう制度整備が求められている。府内の中小企業からは、「公共発注においても価格交渉の余地がない」「労務費上昇分が反映されない」といった声が上がっており、府としての制度運用の見直しと、発注者側の意識改革が急務である。

さらに、大阪府内では、労働基準法違反による是正勧告や、労働組合法に基づく不当労働行為命令が発せられている事例が複数確認されており、こうした事業者が公契約に参加し続けることは、労働者保護の観点からも問題がある。公契約制度において、違反歴のある事業者を排除する明確な基準を設けることが、公正な取引と健全な労働環境の確保につながる。

(4) 公契約条例の制定について

公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守ること、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、「公契約条例」（ILO 第 94 号条約型）の制定を大阪府として積極的に推進すること。特に、府内自治体においては、業務委託や指定管理などの契約において、最低制限価格の設定が不十分であることや、労務費の適正な反映がなされていないとの指摘があり、条例による基準の明確化と実効性を確保すること。

併せて、総合評価入札制度を未導入の市町村に対しては、導入に向けた継続的な働きかけと体制整備支援を行い、その成果として導入に至った市町村名を明示すること。大阪府では、建設工事や建設コンサルタント業務において総合評価落札方式

の導入を進めているが、市町村レベルでは導入が進んでいない自治体も依然として存在しており、地域間格差の是正を促進すること。

また、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を踏まえ、公契約締結においては人権デューデリジェンスへの配慮を確保すること。特に、外国人労働者や非正規雇用者を多く抱える業種においては、労働条件の透明性や適正な契約履行が確保されるよう、契約条項への明記や監査体制の強化を図ること。

【背景】

公契約条例の制定は、公共サービスの安全・品質の確保、地域経済の活性化、公契約のもとで働く労働者の適正な賃金水準・労働諸条件の確保に効果があり、民間事業の活性化、人手不足の解消にもつながると期待されている。大阪府内では、業務委託契約において最低価格での競争が常態化し、結果として労働者の待遇が悪化し、サービスの質が低下する事例も報告されている。

また、総合評価入札制度については、府の都市整備部などで導入が進んでいる一方で、市町村レベルでは導入が進んでいない自治体も多く、価格のみでの競争によるダンピングや品質低下の懸念が残っている。

さらに、サプライチェーンにおける人権尊重の観点からも、公契約における人権デューデリジェンスの導入は国際的な潮流であり、大阪府としても積極的な対応が求められる。

(5)海外で事業展開を図る企業への支援

海外に事業拠点を持つ、または海外事業展開を図ろうとする企業に対し、ILO 中核的労働基準（結社の自由・団体交渉権・強制労働の禁止・児童労働の廃止・差別の排除）の遵守の重要性について、府として明確に周知徹底を図ること。特に、現地法人の経営層やマネジメント層に対しては、労働者との対話や労働条件の整備に関する研修や情報提供を強化すること。

また、海外事業拠点や取引先を含むサプライチェーン全体において、人権デュー・デリジェンス（HREDD）の必要性についても周知徹底を図ること。大阪府としては、国が策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」や、2025 年に EU で施行された「企業持続可能性デューデリジェンス指令（CSDDD）」などの国際的な法制度を踏まえ、府内企業が適切な対応を取れるよう支援体制を整備すること。

【背景】

海外現地法人の日本人出向者や現地経営者、マネージャー等の中核的労働基準への認識・理解不足や、労使対話の欠如から、労使紛争に発展するケースが多く報告されており、企業の信頼性やブランド価値を損なうリスクが高まっている。特に、アジア諸国における製造拠点では、労働組合の結成や団体交渉の権利が軽視される傾向があり、現地の法令遵守だけでなく、国際基準に基づいた対応が求められている。

さらに、2025 年に EU で施行された「企業持続可能性デューデリジェンス指令

（CSDDD）」では、企業に対し、子会社や取引先を含むバリューチェーン全体における人権・環境リスクの特定・対応・情報開示を義務付けており、日本企業も例外ではない。大阪府内の中堅・中小企業においても、欧州や米国との取引を行う企業が増加しており、今後は人権デューデリジェンスへの対応が輸出や現地展開の前提条件となる可能性が高い。

このような背景を踏まえ、大阪府として、海外展開を目指す企業に対して、国際的な人権基準やデューデリジェンスの重要性を理解し、実践できるような支援体制の構築が急務である。

(6)産官学等の連携による人材の確保・育成

「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」の取り組みを参考に、産学連携により、地域を支える産業の人材を育成する枠組みを持続的に進めること。特に、大阪府内においては、製造業やエネルギー関連産業、DX・脱炭素分野など、成長が期待される分野において人材不足が深刻化しており、産業界・教育機関・自治体が一体となった人材育成の仕組みづくりを行うこと。

関西蓄電池人材育成等コンソーシアムでは、蓄電池関連産業の集積が進む関西地域において、2030年までに約3万人の人材育成を目標に掲げ、高校・高専・大学・社会人向けの教育プログラムを産学官連携で展開している。

ただし、現行の枠組みにおいては、経済産業省の地方局（近畿経済産業局）が主導するため、大学や高専は対象となっている一方で、工業高校は都道府県の教育委員会の所管であることから、制度上の連携が不十分な場合がある。

このため、既存の枠組みで工業高校が対象となっていない場合には、制度の拡充を図り、工業高校も積極的に参画できるよう調整を行うこと。

また、同様の枠組みを他産業分野にも横展開し、地域の中小企業やスタートアップが求める実践的なスキルを持つ人材の育成に取り組むこと。

【背景】

重要物資の安定供給確保には、技術者・熟練技能人材の不足や人材育成が大きな課題となっている。大阪府内でも、工業高校や高専の定員割れや統廃合が進む中で、地域産業を支える人材の確保が困難になりつつある。こうした状況を打開するためには、産官学が連携し、産業に必要な人材像を明確化した上で、教育カリキュラムや実習プログラムを整備し、将来的な人材確保につなげることが不可欠である。

関西蓄電池人材育成等コンソーシアムでは、大学・高専・社会人向けの教育プログラムが本格化している一方で、工業高校については、教育委員会の所管であることから、経済産業省主導の枠組みとの連携が限定的となっているケースがある。

このため、府としては、教育委員会と経済産業局との連携を強化し、工業高校も含めた包括的な人材育成体制を構築することが求められる。

また、地域のものづくり企業全体の競争力を高め、「〇〇の町」としてのブランド化を進めることで、生産拠点としての地域の魅力を高め、若者や転職希望者が地域産業に関心を持ち、就業につながる好循環を生み出すことが期待される。大阪府としても、こうした人材育成の取り組みを戦略的に位置づけ、継続的な支援と制度設計を行

うことが求められる。

3. 福祉・医療・子育て支援施策

(1) 地域に根ざした生活困窮者支援体制自立支援制度の強化に向けてさらなる改善について

①生活困窮者自立支援制度のさらなる改善について

令和 6 年生活困窮者自立支援改正法による支援会議の設置状況を把握し、未設置自治体に対する設置支援と、設置済み自治体への人材確保、予算措置等の運営支援を強化すること。

② 住宅セーフティネット法の周知徹底について

2025 年 10 月に施行予定の「改正住宅セーフティネット法」について広く周知するとともに、市町村における地域居住支援協議会の未設置地域への設置支援、既設地域への運営支援を強化すること。

③ 住宅確保要配慮者の実態把握の推進について

住宅喪失リスクや住まいに困難を抱える人々の実態調査（住居確保要配慮者調査）を定期的に実施し、相談支援体制を整備するなど、支援の対象となる当事者や支援現場の声を施策に反映させるしくみを構築すること。

【背景】

2025 年 4 月から施行されている生活困窮者自立支援法の改正で、関係機関で情報共有し、施策を検討する支援会議の設置が福祉事務所設置自治体の努力義務となった。生活困窮者への包括的な支援体制の構築が一層求められる。

2024 年 6 月に改正された住宅セーフティネット法により、住宅確保要配慮者に対する居住支援の重要性がより一層高まっている。特に、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、ひとり親家庭、生活困窮者など、住まいの確保に困難を抱える方々が年々増加している中、地域における持続可能な居住支援体制の確立が急務になっている。

<新規>

④「ホームレス特別措置法」の施行期間の延長と隠れホームレスの環境改善について

令和 9 年以降も継続的な施策実施が可能となるよう、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の有効期限の延長について、大阪府として国に要請すること。

また、同法の対象者に、ネットカフェ、簡易宿所、寮付き就労先、知人宅などに居住する統計に現れない層（いわゆる「隠れホームレス」）を正確に把握し、支援すること。

大阪府として、若年層、女性、DV 被害者、児童養護施設退所者など、支援の網から漏れやすい層に対しては、アウトリーチや相談体制の強化を通じて、支援につながりやすい環境の整備を進めること。あわせて、民間支援団体との連携を強化し、

障がい者、子ども、地域福祉など既存の支援会議との連携も図りながら、地域の実情に即した包括的な支援体制を構築し促進すること。

【背景】

平成 14 年に施行された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」は、現在令和 9 年までの時限立法として効力を有しており、大阪府では同法に基づく施策によりホームレス人口が大幅に減少している。実際に、平成 24 年（2012 年）1 月の厚生労働省調査では、大阪府のホームレス数は 2,417 人と全国最多でしたが、2025 年 1 月の調査では 763 人（全国最多）まで減少しており、約 70% の減少が見られ行政・民間の連携による支援体制の強化や、就労・居住支援の充実が一定の成果を上げていることを示している。

一方で、統計に現れない「隠れホームレス」層の存在が顕著になっており、支援の網から漏れる若年層や女性などへの対応が急務となっている。認定 NPO 法人 Homedoor の報告（2024 年）によれば、2021 年度の相談件数は 898 件、うち 69% が大阪府内からであり、来所者 314 人のうち 255 人が個室型シェルターを利用。本人名義の住居を有していた者は 19% に過ぎず、60% 以上が不安定居住者層であったことが明らかになっている。平均年齢は 42 歳、女性比率は 24% と、従来の路上生活者像とは異なる層が多く含まれており、支援の在り方の見直しが求められている。

こうした状況を踏まえると、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」の施行期間の延長は、依然として必要不可欠である。高齢化や長期化する路上生活、潜在的なホームレス層の増加など、課題は多様化・複雑化しており、法的根拠に基づく支援の継続と強化が求められる。今後も、国・自治体・民間団体が連携し、包括的かつ柔軟な支援体制を維持・発展させるためにも、法の延長と制度の充実が不可欠である。

(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について

① がんの早期発見・早期治療を推進する検診体制の強化について

学生期からがん検診の重要性を広く周知するとともに、検診率の高い市町村の好事例を共有化するなど、がん検診の受診率向上施策（広報、受診勧奨、無料クーポン配布等）を強化すること。加えて、働き盛りの世代や生活困窮者など「検診からこぼれ落ちやすい層」へのアプローチも強化すること。

② 口腔保健事業の周知徹底について

すべての市町村でライフステージごとの歯科健診や高齢者の介護予防のための口腔機能評価が適切に実施されるよう、地域格差の是正に向けた支援体制を構築すること。

【背景】

健診受診率は低レベル。引き続き、受診率向上施策（広報、受診勧奨、無料クーポン等）の継続・拡充を求める。働き盛り世代や生活困窮者など「検診からこぼれ落ちやすい層」へのアプローチ強化も必要ではないか。職域・地域・医療との連携モデルを検討。高齢者のフレイル・誤嚥性肺炎予防、子どものむし歯予防、障がい者・生活困窮者の口腔ケアなど、ライフステージごとの口腔保健事業への財政支援を強化。

(3)医療提供体制の整備に向けて（★）

①医療人材の処遇改善について

すべての医療従事者の処遇改善に向けて、医療機関に対しベースアップ評価料の算定などの取り組み支援を行うとともに、2026年度診療報酬改定などを通じて、さらなる処遇改善施策が実行されるよう、国に働きかけること。

②医療人材の勤務環境改善について

平時・有事を問わず、医療現場の労働者が安心して働き続けられる職場環境づくりや体制整備に向けて、地域医療介護総合確保基金などを活用し、働き方改革や業務負担軽減などもさらに推し進めること。

【背景】

持続可能な医療体制の維持には、医療従事者の人員体制を確保する必要があり、そのためには処遇や勤務環境の改善は欠かすことができない。2024年度から医師の労働時間上限規制が適用されるため、時間外労働時間・休日労働時間の適切な把握と管理が求められる。

また、新型コロナ対応は一定収束したものの、市町村を超えて広域を管轄する保健所も多く、新型感染症への備えも含めた体制整備は必須課題である。

④ 効率的な医療提供体制の構築に向けて

第8次大阪府医療計画の「新興感染症の発生・まん延時に備えた医療体制整備」において、感染症予防計画に基づく新興感染症にかかる医療体制および通常医療の提供体制を着実に構築すること。

【背景】

第8次大阪府医療計画（2024～2029年度）が策定され、感染症を主要項目として位置づけている。

(4)利用者が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることのできる介護サービス提供体制の強化に向けて（★）

①地域包括ケアの推進について

利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供され、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取り組みが推進されるよう十分な支援を行うこと。

【背景】

地域の実情に則した質・量ともに十分なサービス提供が可能な地域包括ケアシステムの構築が重要であり、大阪府へは、市町村の個別課題や支援ニーズに対し十分な支援を求める。

②介護職員等の処遇改善に向けて

介護職員等処遇改善加算を算定する事業所に対して、処遇改善の方法や改善額の設定根拠等を就業規則などに明記するなど、労働者に周知徹底するよう指導するこ

と。併せて、介護職員等処遇改善加算ではなく基本報酬を引き上げるよう国に働きかけるとともに、介護職員等処遇改善加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含めた大阪府独自の相談・支援体制を構築し、取得促進をはかること。

③ハラスメントの防止対策について

利用者が介護保険を利用する際に、ハラスメント防止に向けたチラシを配布するなど、利用する家族も含めて周知徹底し、対策を強化すること。

④介護サービスの安定的な提供に向けて

2024年度の介護報酬改定により、介護人材の確保と働きやすい職場環境の整備を目的として、人員配置基準の見直しが行われたことを踏まえ、ケアの質、利用者の安全性が損なわれることや介護職員へ過度な負担を強いることがないように、事業者への周知徹底をはかること。

【背景】

2024年度の介護報酬改定では、介護人材の確保と働きやすい職場環境の整備を目的として、人員配置基準の見直しが行われた。

⇒介護サービスの質の維持・向上と両立させることが求められる。

また、介護現場における利用者・事業主からのハラスメントも多く、労働者を守る対策も喫緊の課題となっている。

<新規>

⑤認知症対策について

地域において認知症の人やその家族を支えるために、認知症の予防とケア技術に関する研究開発・実践や、若年性認知症支援コーディネーターの配置など、認知症対策をより一層強化すること。併せて、若年性認知症を含む認知症に関する理解促進のために、認知症サポーター数の拡大に加えて、子どもや学生への啓発活動についても強化すること。また、若年性認知症の人の就労支援に向けて、企業等への啓発を強化すること。

<新規>

⑥認知症に関する条例制定に向けて

河内長野市、富田林市、泉南市では、認知症に関する施策の推進を目的とした条例が制定されている。誰もが認知症に関心を持ち、適切な知識や理解のもとお互いに尊重しながら「安心して認知症になれる町づくり」をめざし、好事例を共有するなど府内市町村の条例制定を促進すること。

【背景】

近年、認知症の人が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けた取り組みが、国および地方自治体において加速している。2024年1月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、地方自治体には地域の実情に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に推進する責務が課された。この法律は、認知症の人が尊厳を保ち、

希望を持って暮らせる社会の構築を目的としている。

大阪府においては、「大阪府認知症施策推進計画 2024」が策定され、認知症の予防やケア技術の研究開発、若年性認知症支援コーディネーターの配置、認知症サポーターの育成など、包括的な施策が展開されている。しかしながら、府内全体での取り組みの底上げには、条例という制度的な裏付けが不可欠である。

(5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて（★）

①保育士等の確保と処遇改善・定着支援について

質の高い保育が可能となるよう、府内市町村と連携した大阪府独自の改善対策を講じ、保育士等の給与水準の見直しや労働条件・職場環境の改善を行うこと。併せて 2026 年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」に伴い、大阪単独予算による更なる職員配置や職場環境を改善するとともに、研修機会の確保に努めること。

【背景】

都市部の待機児童や保育士不足、地域格差、孤育ての深刻化が課題。支援の必要な家庭が制度の狭間に取り残されるケースがある。

②保留児童・隠れ待機児童の解消に向けて

2017 年度以降、待機児童数は減少傾向にあるが、待機児童に含まれない保留児童・隠れ待機児童数は増加傾向にある。府内全域の保育需要・動向について分析と見える化を推進し、広域行政としての役割を果たすこと。

また、2025 年度を初年度とする「大阪府子ども計画」に掲げた目標達成に向けて、市町村を含めた所管部署や関係機関との連携を強化するとともに、施策の進捗管理や評価を行い、具体的な施策を着実に実施し、子どもを取り巻く社会問題に対して、効果的な支援を提供すること。

【背景】

「こども誰でも通園制度」が試行実施され、多様なライフスタイルに応じ保護者の孤立防止や育児負担の軽減が期待される。

一方で、慣れない環境での子どもへの配慮や、慣れないこどもを預かる保育現場の人手不足と業務負荷軽減への対策が必須である。モデル実施・試行実施の職場・利用者からの意見を聞き取り、課題整理を図りながら引き続き市町村への支援を求める。

③地域子ども・子育て支援事業の支援体制について

大阪府子ども計画と連動しながら、自治体間の支援格差や担い手不足、情報提供や支援制度の周知不足、多様な家庭ニーズへの対応の遅れ、支援の隙間や制度間の連携不足など、身近で頼れる「地域のセーフティネット事業」として、自治体間の連携を強化するとともに、包括的かつ持続的な府独自の支援体制を構築すること。

【背景】

「地域子ども・子育て支援事業」

地域における子育て支援の充実を目的として、市町村が実施する多様な事業群の

総称。国が定めた「子ども・子育て支援事業計画」に沿って市区町村が主体的に実施。

＊利用者支援事業

＊地域子育て支援拠点事業

＊一時預かり事業

＊病児・病後児保育事業

＊ファミリー・サポート・センター事業

＊延長保育事業

＊児童育成支援拠点事業

※財源は、国・都道府県・市町村が負担。

各市町村が地域の実情に応じて、子育てひろばの開設やファミサポの拡充、病児保育施設の整備などを進めている。地域格差の解消や専門人材の育成が課題。府としては自治体間の情報共有支援や計画的な人材配置などを支援しています。

④子どもの貧困対策と居場所支援について

府内地域での支援体制や施策の充実度の差に加えて、多様な背景を持つ家庭へのアウトリーチ型の支援に地域差が出ることをないように市町村への支援を強化すること。また、支援制度や利用方法について、情報提供を強化すること。

⑤居場所づくりのさらなる充実に向けて

居場所の設置や支援体制に地域差が出ないように、居場所へのアクセスの確保や、居場所の情報を保護者や子ども・若者が入手できる環境を整備し、情報提供を強化すること。加えて、居場所を運営する団体の経営の安定性や人材確保・雇用の安定につながる府独自の支援体制を構築すること。

【背景】

令和7年3月に「第三次大阪府子どもの貧困対策計画（大阪府子ども計画に包含）」を策定。市町村や関係部局と連携し、生活支援、教育支援、孤立防止など総合的に取り組む。

地域間格差の是正：大阪府内でも地域によって支援体制や施策の充実度に差があることに加えて、平準化が求められる。

⑥子どもの虐待防止対策について

児童福祉司や児童心理司、相談員など専門人材の育成・確保をさらに進めるとともに、警察、学校、医療機関など関係機関との情報共有や連携体制の構築を進め、早期発見・対応を強化すること。

【背景】

- ・大阪府では、児童虐待の通告件数が年々増加傾向。
- ・大阪府は、児童相談所の体制強化を進め、児童福祉司や心理職員の増員、専門性の向上を図っている。
- ・地域においては、子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターなどを設

置し、子育て家庭への支援を行っている。

⑦ヤングケアラーへの支援体制の整備について

情報源となる教育現場や地域での啓発活動を強化し、早期発見と認知度向上に取り組むとともに、福祉、教育、医療など多分野の連携強化に努め、重層的かつ継続的な支援を行うための体制を整備すること。また、総合相談窓口を設置するなど支援につなげる仕組みづくりを促進すること。

【背景】

ヤングケアラーは子ども自身や家族が「支援が必要な状況である」ことを認識していない場合も多く、ケアラーとの接点がある学校・職場等で周囲が存在に気づけるよう広く認知度を高める必要がある。また、ケアラー本人が相談窓口や支援制度へアプローチできるよう、相談先の周知活動もあわせて重要な取組みとなる。

4. 教育・人権・行財政改革施策

(1) 教職員の長時間労働是正と人材確保について（★）

長時間勤務の是正に向けた取り組みについて効果・検証をはかるとともに、市町村とも連携を強化し、府立学校・市町村立学校における働き方改革をさらに促進すること。加えて、給特法等の一部改正により教職調整額が上がり、処遇改善としては一歩前進ではあるが、長時間労働是正策、教員一律の加算等、給特法の廃止もしくは抜本的な見直しを含め、引き続き国に強く求めること。

【背景】

教育の質を高め子どもの豊かな学びを保障するためには、教職員定数の改善、教職員や支援員等の労働条件を改善し人材確保をすることが重要である。

時間外在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）を遵守するよう、課題整理のうえ抜本的に業務を見直し、教員の働き方改革を推進していく必要がある。

(2) 子どものゆたかな学びを保障する教育環境の整備について（★）

深刻化する子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死等への対策として、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置体制を更に拡大し、相談・支援実績を可視化すること。

【背景】

大阪府においては、子どもの貧困、虐待、いじめ、不登校、自死といった深刻な問題が複合的に進行しており、子どもたちの健全な成長と教育の機会が著しく損なわれている。経済的困難を抱える家庭の割合は全国平均を上回っており、特にひとり親世帯や外国にルーツを持つ家庭においては、教育・生活支援が十分に行き届いていない状況である。

(3) 府立高校の統廃合について

統廃合により通学距離の増加や地域の教育の機会が減少するとともに、学校の閉校に伴う在校生や進学希望者の進路への影響、再編による教職員の異動や再配置、特色ある学科やカリキュラムが消失するなど、多くの課題に影響をきたす。地域が持つ特有の文化や自然環境資源の教育ニーズに応じた柔軟な学校づくりや地域包括的な教育機関の推進をめざすこと。

【背景】

少子化が進む中でも、高校の進学率は 98.8%（R2 年度）となっており、府立高校がもつ公器としての役割、多様な子どもの学習・教育機会の創出に応える役割を果たすため、公教育の重要性をあらためて考える必要がある。

府立高校の統廃合が進むことで、「近隣に通学可能な学校がなくなる」「経済的負担の大きい私立高校しか選択肢がなくなる」など、学びの機会が確保できなくなる点について大きな懸念が生じている。

(4)奨学金制度の改善について（★）

経済的な理由や家計が急変したことにより、高校・大学への進学の断念や退学することがないように、大阪府独自の給付型奨学金制度の対象者枠を拡充するとともに、大学・大学院への進学に対する独自の制度創設を検討すること。また、企業向けの「大阪府奨学金返還支援制度導入促進事業」については、事業の効果・検証を行い、必要に応じて事業を継続するなどの予算措置を講じること。

【背景】

関西域内でも京都・兵庫・奈良・和歌山で、また大阪府内でもいくつかの市町村で、中小企業の人材確保・府県内の就業定着策として企業支援を行っており、中小企業へ向け、従業員の奨学金の返済支援負担額の一部を補助する伴走支援型事業を実施している。

(5)労働教育のカリキュラム化について（★）

労働教育や労働安全衛生教育を体系的に学べるようカリキュラム化を推進すること。加えて、教員が労働に関する知識を深め、生徒に適切な指導ができるよう、指導体制を整備するとともに、労働組合役員や退職者などの経験豊富な外部講師を活用した教育活動をさらに充実させること。併せて、職業訓練校においても、労働教育を推進すること。

【背景】

アルバイトもワークルールへの理解は重要であり、いわゆるブラックバイト、闇バイトへの対策にもなるため、就職予定者だけでなく中学・高校での学校教育においても労働法制への学習機会が求められる。

(6)人権侵害等（差別的言動の解消）に関する取り組み強化について

2023 年に開設されたインターネット上の誹謗中傷やトラブルに特化した専門相談窓口「ネットハーモニー」や、人権に関する各種相談窓口についても、広く府内に認知されるよう周知徹底し、活用を促進すること。加えて、相談体制を整えるとともに、相談事例や市町村別の事象を分析するなど実態把握に努め、人権施策を推進すること。

【背景】

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、差別発言等の人権侵害行為は無くなっておらず、継続した対応が必要。

近年はインターネット上での人権侵害事案も多発しており、「審議会」での議論経過を踏まえ実効性のある対策を進める必要がある。

(7)行政におけるデジタル化の推進について

デジタル化を進めるにあたり、**デジタル人材の確保や市町村間の電子システムの導入格差の解消**、府民へ周知徹底するなど、誰もが便利で快適に利用可能なデジタル行政を、市町村と連携したうえで促進すること。併せて、市町村HPから my door OSAKA（マイド・ア・おおさか）へリンクさせ、利用者数の拡大をはかるとともに、デ

デジタル機器に不慣れな府民へのフォロー体制を整備するなど、対応を推進すること。

【背景】

府内の市町村で電子申請システムの導入状況に差があり、全体の7割以上の市町村での導入が進んでいない。my door OSAKA(マイド・ア・おおさか)は、2024年8月29日に大阪府と堺市でサービスを開始。今後、サービスを提供する市町村やサービス内容の拡充を進めていく予定。

(8)「マイナンバー制度」の理解促進および「マイナンバーカード」の普及に向けて
公平・公正な社会基盤としてのマイナンバー制度の理解促進と一層の活用に向けて、府内市町村との連携を強化し、さらなるマイナンバーカードの普及促進をはかること。また本年は、マイナンバー制度がスタートして10年、マイナポイント事業開始（電子証明書）から5年が経過することによる期限切れ問題に加えて、運転免許証との一体化など、府民に混乱なく利便性の周知を徹底するとともに、セキュリティへの不安をなくし安心して利用できる環境を整備すること。

【背景】

- ・マイナンバーカード保有枚数率
 - *全国 79.2%：大阪府 77.2%（全国 43 位）
 - *全国指定都市 78.5%：堺市 77.9%・大阪市 76.4%
- ・マイナンバーカードの『2025 年問題』。2025 年は、マイナンバー制度が始まって 10 年目。カード本体を更新しなければならない人が、約 1200 万人に上る。さらにマイナポイント事業開始から 5 年で、2020 年にマイナカードを取得した人は、電子証明書を更新する必要がある、こちらは約 1580 万人に上る。

(9)府民の政治参加への意識向上にむけて

各級選挙の投票率が全国的に低下傾向にある中、特に若者の無関心層にどうアプローチするかが課題となっている。投票機会の確保、投開票の簡素化の観点から、電子投票を可能とする条例制定に取り組み、電子投票のデジタル機器確保に向けた予算措置を講じること。加えて、移動手段が制限された高齢者、障がい者、傷病者などの選挙権保障のため、郵便等投票制度の手続きの簡素化を進めること。

要介護3まで拡大するには法改正が必要なことから、大阪府としても国に対してはたらきかけること。

【背景】

総務省の有識者会議研究会は、2017 年歩行が困難で選挙の投票所に行くのが難しい高齢者らの投票環境を改善するため、郵便投票の対象を拡大する報告書をまとめた。現在は「要介護5」が対象だが、「要介護3」まで対象に含めるよう提言した。だが、現在も法改正はされていない。郵便投票の対象が拡大すれば 2022 年時点で「要介護4」は約 98 万人、「要介護3」は約 105 万人も利用できるようになる。

5. 環境・食料・消費者施策

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

令和7年度の大阪府食品ロス削減推進計画を早期に改定し、2030年度の目標達成に向けて、実効性のある施策を継続的かつ戦略的に実行すること。特に、外食産業をはじめとする食品関連事業者に対して積極的に働きかけ、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」への参加を促進し、「パートナーシップ事業者」の拡大を図ること。

また、2025年5月12日に公正取引委員会が、食品業界の商慣習である「3分の1ルール」が独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に該当する可能性を指摘したことを受け、大阪府としても「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」に参画する事業者に対する周知を行い、商慣習の見直し（納品期限の緩和、適正発注等）に向けた取り組みを推進すること。

【背景】

大阪府では、令和3年に策定した「食品ロス削減推進計画」に基づき、府民・事業者・行政が一体となって食品ロス削減に取り組んでいる。2025年度（令和7年度）は計画の中間年にあたり、施策の進捗状況を評価し、必要な見直しを行う重要なタイミングである。

府内の食品ロスは年間約37.8万トン（事業系17.3万トン、家庭系20.5万トン）と推計されており、2030年度までに2000年度比で半減を目指す目標に対し、依然として大きな課題が残っている。

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

食品ロス削減と生活困窮者支援の両面で重要な役割を果たしているが、活動団体の多くが慢性的な人手不足や運営資金の確保、設備面での制約といった深刻な課題を抱えている。これらの課題を解決するため、府としてフードバンク団体への具体的かつ継続的な支援を行うこと。

また、活動団体が直面する課題に対して、相談窓口の設置や、行政・企業・NPO等の関係者で構成する「フードバンク推進協議会」の設置を検討し、課題解決に向けた協働体制を構築すること。さらに、フードバンク活動に対する社会的認知を高めるため、府民・事業者を対象とした広報・啓発活動を強化すること。特に、学校教育や地域イベント等を通じた啓発の機会を拡充すること。

加えて、食品寄附の安全性確保に向けて、行政と民間団体が連携し、衛生管理や品質管理に関する共通ルールの整備・周知を進めること。「フードバンクガイドライン」を地域で積極的に活用し、住む地域によって支援の質や量に差が生じないように、市町村と連携して取り組みを標準化すること。

【背景】

大阪府では、年間約38万トンの食品ロスが発生しており、その一部を有効活用する手段としてフードバンク活動が注目されている。

しかし、活動団体の多くはボランティアに依存しており、安定的な運営体制の確保が困難な状況にある。特に、冷凍食品の取扱いに必要な設備や輸送体制の不足、個別支援に対応する人員の確保が大きな課題となっている。

(3)消費者教育の展開について（カスタマーハラスメント対策）

大阪府内において、消費者による過度なクレームや迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）が深刻化しているにもかかわらず、現時点で包括的な条例やガイドラインが未整備であることは大きな課題である。従業員の安全と尊厳を守るため、カスタマーハラスメントの防止に向けた条例の制定に向けて、審議会等の環境整備を早急に行うこと。

また、条例策定にあたっては、現場の実情を反映させるため、労働組合や労働団体の参画を確保し、その役割と意見を明確に位置づけること。

東京都をはじめとする他自治体では、すでに条例やガイドラインの制定が進んでおり、大阪府としても「経済都市・大阪」としての責任を果たすべく、同様の制度整備に向けた議論を早急に開始すること。

さらに、消費者に対して倫理的な行動を促すため、カスタマーハラスメントの問題を正しく理解させる啓発活動や、学校・地域・企業を通じた消費者教育を体系的に展開すること。

【背景】

近年、カスタマーハラスメント（カスハラ）は、従業員のメンタルヘルスや職場環境に深刻な影響を及ぼす社会問題として注目されている。大阪府内でも、特に接客業や医療・福祉分野において、暴言・威圧的態度・不当な要求などの被害が報告されており、現場では対応に苦慮している。

大阪府では2025年4月より「中小企業カスタマーハラスメント対策促進事業」を開始し、支援機関の育成や対策ツールの整備に取り組んでいるが、これはあくまで中小企業支援に限定されたものであり、府全体としての包括的な制度整備には至っていない。

一方、東京都では2024年に「カスタマーハラスメント対策推進条例」を制定し、事業者に対して従業員保護のための措置を義務づけるなど、先進的な取り組みが進んでいる。

大阪府としても、他自治体の先行事例を参考にしつつ、独自の実情に即した制度設計を行う必要がある。

また、消費者側の意識改革も不可欠であり、単なるルールの整備にとどまらず、府民一人ひとりが「相手を思いやる消費行動」を実践できるよう、教育・啓発の両面からのアプローチが求められる。

(4)消費者教育の展開について（若年層対策・公共交通対策）

成人年齢の引き下げやICTの急速な普及により、若年層が消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まっているにもかかわらず、学校教育現場での対応には地域差があり、体系的な支援が不十分である。これを踏まえ、学校現場での啓発活

動や支援体制の拡充を図ることに加え、保護者とともに学べる教材の作成や家庭での学習支援の仕組みを整備すること。

また、公共交通機関におけるトラブルや迷惑行為の増加に対応するため、利用者のマナー・モラル向上に向けた啓発活動を強化し、「公共交通の安全・安心な利用」につながる多様な対策を講じること。さらに、駅構内や車内での防犯体制の強化を図るとともに、防犯カメラの設置や警備員の配置など、公共交通機関事業者が独自に行う安全対策に対して、費用補助等の支援措置を早急に検討・実施すること。

加えて、「消費者保護審議会」への労働団体の参画を求め、女性・高齢者・障がい者など移動に配慮が必要な人々の安全な移動を保障するため、財政的支援を行うこと。

【背景】

大阪府では、若年層を対象とした消費者教育に関して、動画教材やクイズ形式のコンテンツなどを活用した取り組みが進められているが、家庭や地域との連携が十分とは言えず、保護者の理解や協力を得るための仕組みづくりが課題となっている。また、SNS や電子商取引を通じたトラブルが増加しており、ICT リテラシーを含めた教育の強化が急務である。

一方、公共交通機関においては、関西の鉄道事業者 19 社局が 2025 年 3 月に「乗降時のマナー（出入口ふさぎ）」をテーマにした共同キャンペーンを実施するなど、マナー向上に向けた取り組みが進められている

しかし、駅構内や車内での迷惑行為や犯罪行為は依然として発生しており、事業者任せでは限界がある。特に、女性や高齢者、障がい者など、移動に不安を抱える人々にとって、公共交通の安全性は生活の質に直結する問題であり、行政による支援と制度的な保障が重要である。

(5) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府内における特殊詐欺被害は依然として深刻であり、令和 6 年には認知件数 2,658 件、被害額約 64 億円と過去最悪の水準に達している。このような状況を踏まえ、特殊詐欺の新たな手口や実態を迅速に把握し、府民に対する情報提供や注意喚起を効果的かつ継続的に行うこと。

特に高齢者を狙った被害が多発していることから、令和 7 年 3 月に改正された「大阪府安全なまちづくり条例」の内容について、より一層の周知徹底を図り、条例の実効性を高めるための広報・啓発活動を強化すること。

また、従来型のチラシ・ポスター・テレビ CM 等による周知についても、視認性や訴求力を高めた内容に刷新し、地域の実情に応じた配布・掲示を行うこと。

【背景】

特殊詐欺の手口は年々巧妙化しており、SNS 型投資詐欺やロマンス詐欺など、従来の電話型詐欺に加えて新たな形態が急増している。大阪府では 2025 年（令和 7 年）に「大阪府安全なまちづくり条例」を改正し、特殊詐欺等の定義拡大、金融機

関や ATM 設置者への義務付け、電子マネー販売時の確認強化など、包括的な対策を講じている。

しかし、条例の内容が府民全体に十分に浸透しているとは言い難く、特に高齢者層への情報伝達には課題が残る。高齢者が携帯電話で通話しながら ATM を操作する行為の禁止や、金融機関による振込上限額の設定など、条例に基づく具体的な行動変容を促すためには、紙媒体や音声・動画を活用した多様な啓発手段が必要である。

また、SNS 等を通じて若年層が詐欺の「実行犯」として巻き込まれるケースも増加しており、加害者側の抑止も視野に入れた教育・啓発が重要である。家族や金融機関、店舗などが高齢者に声をかけやすい環境づくりと、地域ぐるみでの見守り体制の強化が不可欠である。

(6) 「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」と

その実践に向けた産業界との連携強化について

大阪府では「2050 年カーボンニュートラル」の実現を掲げているが、府内市町村の中には依然として「実質ゼロ表明」を行っていない自治体も存在しており、地域間での取り組みの温度差が課題となっている。これを踏まえ、未表明の市町村に対しては、環境省の「地域脱炭素推進交付金」等の支援措置の活用を促進しつつ、自治体としても必要な政策パッケージの整備を行うこと。

また、官公庁・公民館・学校などの公共施設においては、国産の再生可能エネルギー設備、特に今後の成長が期待されるペロブスカイト太陽電池の導入を積極的に進めること。

さらに、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づく主な取り組みの進捗状況や支援内容を広く周知し、府民・事業者の意識と行動の変容を促すこと。

加えて、政府の「グリーン成長戦略」における 14 の重要分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元事業所における取り組みの進捗状況や今後の推進計画を共有するとともに、規制の見直しやインセンティブの導入を含めた必要な支援を強化すること。

【背景】

大阪府は 2025 年 2 月に「おおさかカーボンニュートラル推進本部」を設置し、全庁横断的に 2050 年の温室効果ガス排出実質ゼロを目指す体制を構築している。また、大阪市では「ゼロカーボンおおさか」の実現に向けて、2030 年度までに温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 50%削減する目標を掲げ、地域脱炭素先行地域としての取り組みを進めている。

一方で、府内全体では市町村間の取り組みにばらつきがあり、特に中小自治体では人材・財源の不足から脱炭素施策の推進が進んでいない現状がある。また、府民や中小企業に対する情報提供や支援制度の周知が不十分であり、行動変容につながない点も課題である。

さらに、再生可能エネルギーの導入においては、コストや設置スペースの問題から

導入が進みにくい状況にあるが、軽量・柔軟で都市部にも適したペロブスカイト太陽電池の普及は、今後の大きな突破口となり得る。産業界においても、脱炭素化は「制約」ではなく「成長の機会」として捉えられており、府としても規制緩和や技術導入支援、グリーンファイナンスの活用など、成長を後押しする政策支援が重要である。

(7)再生可能エネルギーの導入促進について

大阪府では「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に基づき、再生可能エネルギーの導入を推進しているが、導入にかかる初期コストや技術的ハードルが依然として高く、特に中小事業者や個人住宅における導入が進みにくい状況にある。これを踏まえ、調査・開発・導入にかかる各段階において、補助金や税制優遇などの支援措置を拡充すること。

また、再生可能エネルギーの効率的な活用を図るため、高効率・大容量の蓄電技術の開発支援や、地域単位でのエネルギー最適化を可能とするスマートグリッドの構築に向けた支援制度を整備すること。

【背景】

大阪府内では、太陽光発電や蓄電池、V2H（Vehicle to Home）などの再生可能エネルギー設備に対して、各市町村が独自に補助金制度を設けており、2025年度も多く自治体で導入支援が実施されている。しかし、補助制度の内容や申請条件には自治体間でばらつきがあり、府全体としての統一的な支援体制が重要である。

また、再エネの導入が進む一方で、発電量の変動性や夜間の電力供給といった課題に対応するためには、蓄電池の普及とともに、地域全体で電力を最適に制御するスマートグリッドの整備が不可欠である。現在、大阪府では「おおさかスマートエネルギーセンター」を中心に情報提供や技術支援を行っているが、制度面・財政面での後押しが不足しており、民間投資を呼び込むためのインセンティブ設計が急務である。

さらに、再エネ導入の拡大は、地域経済の活性化や雇用創出にもつながる可能性があり、単なる環境対策にとどまらず、成長戦略の一環として位置づけるべきである。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

(1) 交通バリアフリーの整備促進について

鉄道駅バリアフリー料金制度の導入により、府内の鉄道事業者によるバリアフリー化が進展しているが、エレベーターやホーム柵などの設備は設置後の維持管理・更新に多大なコストを要するため、整備の持続性が課題となっている。これを踏まえ、設備の維持管理・更新費用に対する財政支援を行うこと。特に、設置後の補修や更新に対する補助制度の創設・拡充を早急に検討すること。

また、高齢者や障がい者への介助は交通事業者に委ねられているが、人的負担の増加により対応が困難となっている現場もある。介助者の育成・教育に対する支援制度を創設し、質の高いサービス提供を持続可能とすること。さらに、ハード面の整備に加え、市町村や民間、地域住民の協力を得ながら「心のバリアフリー」の取り組みを推進し、誰もが安心して移動できる社会の実現に向けた意識啓発を強化すること。

【背景】

2025 年大阪・関西万博の開催により、国内外から多くの来訪者が大阪府内の公共交通機関を利用しており、鉄道駅や空港などのバリアフリー化の重要性が一層高まっている。国土交通省が創設した「鉄道駅バリアフリー料金制度」により、府内の主要鉄道事業者ではホーム柵やエレベーターの整備が進められているが、これらの設備は設置後の維持管理や更新に多額の費用を要するため、長期的な運用支援が課題となっている。

また、2024 年 4 月に施行された改正障害者差別解消法により、公共交通機関における「合理的配慮」の提供が義務化されたが、現場では人的リソースの不足や対応スキルのばらつきが課題となっており、介助者の育成や教育体制の整備が急務である。さらに、ハード面の整備だけでなく、府民一人ひとりが障がい者や高齢者に対する理解と配慮を持つ「心のバリアフリー」の実現が求められており、地域・民間・行政が連携した意識啓発の取り組みが不可欠である。

(2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅における転落事故等を防止するため、ホームドア・可動式ホーム柵の設置が進められているが、利用者 10 万人未満の駅では費用対効果の観点から整備が進みにくい状況にある。これを踏まえ、こうした中小規模駅における設置費用に対する助成制度を拡充すること。

また、設置後の維持管理・補修にかかる費用についても、現行制度では十分な支援がなく、長期的な安全確保の観点から、補修・更新に対する助成制度を新設・強化すること。

さらに、可動式ホーム柵に対する固定資産税の軽減措置については、現行では時限的措置にとどまっているため、これを恒久的な減免措置とするよう制度改正を国に働きかけるとともに、府独自の財政支援策も検討すること。

【背景】

大阪府では、鉄道駅における安全対策の一環として、可動式ホーム柵の設置が進められており、Osaka Metro では 2025 年度末までに全駅への設置完了を目指している。また、大阪府は「鉄道駅可動式ホーム柵整備事業費補助金交付要綱」に基づき、主要駅での整備に対して補助金を交付している。

しかし、補助対象は原則として国や市町村の補助を受ける事業に限られ、補助率も 1/6 程度と限定的であるため、特に利用者数が少ない駅では整備が進みにくいという課題がある。また、設置後の補修・更新に対する支援制度は明確に整備されておらず、設備の老朽化に伴う安全性の低下が懸念される。さらに、可動式ホーム柵は高額な設備であるにもかかわらず、固定資産税の軽減措置は時限的であり、鉄道事業者の財政的負担が継続している。これにより、特に中小私鉄や地方路線では導入が進みにくい状況が続いている。

こうした課題に対応するためには、設置・維持・更新の各段階における財政支援の強化と、税制面での恒久的な優遇措置の導入が不可欠である。

(3) 運輸事業の交通安全対策・環境対策等について

交通安全対策や環境対策等に関する「運輸事業振興助成補助金」については、引き続きその継続を図るとともに、対象事業者の選定において中小事業者への支援を優先的に充実させること。また、補助金の適正な交付と透明性の確保を徹底すること。さらに、運送事業者の長時間労働の解消や交通渋滞の緩和を図るため、集配や荷捌きのための貨物車専用駐車スペースの整備を推進すること。あわせて、道路上での大型貨物車両や自動車運搬車両等の積み下ろし作業に対応できる多目的利用空間の創出について、市町村や関連事業者と連携し、具体的な整備計画を策定・実施すること。

【背景】

大阪府では、「運輸事業の振興の助成に関する法律」に基づき、交通安全対策や環境対策を目的とした「運輸事業振興助成補助金」を継続的に実施しており、令和 7 年度も約 6.4 億円の予算が計上されている。補助対象には、先進安全自動車の導入、低公害車やエコタイヤの導入、ドライバー教育訓練、バス停留所の改善などが含まれている。

しかし、補助金の交付先は主に業界団体（大阪府トラック協会・大阪バス協会）を通じて行われており、中小事業者が直接的に支援を受けにくい構造となっている点が課題である。また、補助金の活用状況や成果の「見える化」が不十分であり、制度の透明性と公平性の確保が重要である。さらに、いわゆる「2024 年問題」により、トラック運転手の労働時間規制が強化され、休憩や荷待ちのための駐車スペースの確保が急務となっている。現在、SA・PA や道の駅の利用が増加しているが、都市部では貨物車専用の駐車スペースが不足しており、違法駐車や路上荷捌きによる渋滞・事故リスクの増大が懸念されている。

このため、物流インフラの整備とともに、都市空間の有効活用による多目的スパー

スの創出が、交通安全と労働環境の両面から重要な政策課題となっている。

(4) 自転車等の交通マナーの向上について

自転車事故の防止と安全な交通環境の確保のため、自転車専用レーンの整備を計画的かつ重点的に進めること。特に通学路や観光地周辺など、利用頻度の高いエリアを優先的に整備対象とし、併せて歩道ラインの修繕も進めることで、歩行者と自転車の通行区分を明確化し、接触事故の防止を図る。

また、自転車や新モビリティ（電動キックボード等）の利用者に対しては、法令遵守とマナー向上を徹底するため、交通違反に対する取り締まりの強化を図るとともに、購入時講習や利用前の安全教育の実施を義務化すること。特に、2026年4月1日から施行される自転車の青切符制度により、交通違反に対して反則金が科されることになることから、制度の周知徹底を図るとともに、自治体・教育機関・事業者と連携した啓発活動の強化すること。

さらに、インバウンドを含む外国人観光客による交通ルール違反の防止に向け、レンタル事業者に対して多言語による交通ルールの説明を義務づけるとともに、利用前の簡易講習や確認テストの導入を検討すること。

【背景】

2025年大阪・関西万博の開催により、国内外から多くの観光客が大阪を訪れており、自転車や電動キックボードなどの新モビリティの利用が急増している。こうした中、交通ルールやマナーを十分に理解していない利用者による事故やトラブルが懸念されており、特に外国人観光客に対する多言語でのルール周知やレンタル事業者による指導体制の強化が急務となっている。

また、大阪府では自転車事故による死傷者数が依然として高く、令和5年時点でのヘルメット着用率は全国ワーストという深刻な状況にある。市町村ではヘルメット購入補助や高齢者への配布などの対策が進められているが、府としての広域的な支援と啓発が重要である。

さらに、2023年の道路交通法改正により、電動キックボードの規制が緩和されたことで、免許不要での利用が可能となったが、ルールの理解不足による違反行為が多発しており、歩道走行や逆走などの危険行為が社会問題化している。

2026年4月から、自転車にも青切符制度（交通反則通告制度）が導入され、軽微な違反に対して反則金の支払いが義務化されます。**対象は16歳以上で、信号無視やスマホ運転など約113種類の違反が対象となり、反則金は3,000円～12,000円程度です。

制度の施行を待たずとも、交通ルールの周知や安全教育の強化、重点的な取り締まりの実施が重要です。府として、学校・地域・企業と連携した啓発活動を積極的に進めることが求められます。

(5) 子どもの安心・安全の確保について

全国で発生している道路の陥没事故や通学・通園中の交通事故を踏まえ、府内の道路インフラの安全性を確保するため、緊急点検を要請し、特に保育施設周辺の道

路については「キッズ・ゾーン」の設置に向けて市町村を積極的に支援すること。

また、危険箇所の総点検を実施し、ガードレール未設置箇所については、危険度の高い場所から優先的に早期設置を行うこと。

あわせて、大阪市の「通学路安全プログラム」を参考に、電灯のLED化、歩行帯や横断歩道、幹線道路の白線・標示の劣化箇所に対するメンテナンスを計画的に実施すること。

引き続き、対策が必要な箇所の把握と改善が進むよう、各市町村に対して技術的・財政的な支援と指導を行うこと。

【背景】

大阪府内では、保育施設周辺や通学路における交通事故のリスクが依然として高く、特に未就学児や低学年児童の安全確保が喫緊の課題となっている。2025年現在、「キッズ・ゾーン」の設置は東大阪市・堺市・枚方市・箕面市・茨木市・交野市などで進められており、泉佐野市でもモデル園が指定されているが、府内全域への展開には至っていない。

また、近年全国で相次いで発生している道路の陥没事故を受け、インフラの老朽化に対する緊急点検と予防的な補修が重要である。特に保育施設周辺や通学路においては、ガードレールの未設置や白線の消耗、夜間照明の不備など、子どもたちの安全を脅かす要因が多数存在する。

大阪府警が定める「通学路等における幼児、児童、生徒等の安全確保に関する指針」でも、歩道と車道の分離、照度の確保、防犯設備の設置、地域との連携による見守り体制の構築などが推奨されており、これらを踏まえた総合的な安全対策が必要である。

(6)防災・減災対策の充実・徹底について（★）

地域防災計画や避難所運営マニュアルの作成、必要な機材の確保、備蓄品の見直しにおいて、女性の視点を積極的に取り入れること。特に、生理用品の充実や女性用トイレの確保（男女比1:3）など、避難所における衛生・プライバシー環境の整備を進めること。

また、地域の防災リーダーの育成においても、女性の視点を反映させ、女性防災士の育成・資格取得を促進すること。資格取得に対する助成制度を導入・拡充し、市町村による支援を後押しすること。

さらに、災害用トイレや簡易ベッドなどの備蓄、避難所の空調設備や衛生設備の整備を進めるとともに、災害時の医療・福祉体制の強化を図ること。「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新と、福祉避難所の指定促進に向けて市町村の取り組みを支援すること。

加えて、府内の小中学校および廃校となった学校施設の活用については、避難所としての機能確保の観点から十分な調査と把握を行い、基準を満たすよう建物の耐震性・衛生環境を含めた適切な維持管理を行うこと。

そして、IT化が進む中で、災害時におけるスマートフォンや情報機器の充電環境の整備、および通信障害が発生した際の代替手段（衛星通信、無線機、掲示板な

ど)の確保も重要である。情報の遮断は避難者の不安を増幅させるため、情報伝達手段の多重化と、通信インフラの非常時対応力の強化すること。

【背景】

大阪府では、南海トラフ地震などの大規模災害への備えが喫緊の課題となっており、避難所の整備と運営体制の強化が重要である。2025年3月に大阪府が策定した「避難所における環境衛生対策ガイド」では、トイレや空調、衛生環境の確保が感染症対策や健康維持に不可欠であるとされている。

特に女性にとっては、避難所生活における生理用品の不足や授乳・着替えスペースの欠如、性被害のリスクなど、特有の困難が多く報告されており、女性の視点を反映した備蓄・運営体制の整備が急務である。

また、能登半島地震では、介助が必要な高齢者や障がい者の受け入れ先となる福祉避難所が不足し、受け入れ困難な状況が続いたことから、平時からの指定・整備が重要であると再認識された。さらに、防災士の取得促進においても、女性の参画が進むことで、避難所運営や地域防災における多様なニーズへの対応力が高まるとされており、女性防災士の育成と支援制度の拡充が重要である。

(7)地震発生時における初期初動体制について

各自治体において、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めている現状を踏まえ、地震発生時に十分な初動対応がとれるよう、常時対応可能な人員体制を確保すること。

また、大規模災害時には交通機関の麻痺が想定されるため、勤務地にこだわらず柔軟に対応できるよう、日常的に市町村間の連携体制を構築し、相互応援体制の強化を各自治体に働きかけること。

さらに、災害発生後の緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路の耐震化を進めるとともに、広域的な緊急輸送ネットワークの整備に必要な予算を確保すること。

加えて、企業との合同防災訓練の実施や、一時滞在施設としての備蓄要請など、企業の大規模災害時対応力を強化すること。特に、女性従業員や帰宅困難者への配慮を含めた対応マニュアルの整備を促進すること。

【背景】

南海トラフ地震の発生が懸念される中、地震発生直後の「72時間」が人命救助の分岐点とされており、初期初動体制の確立は極めて重要である。大阪府では「地震防災アクションプログラム」に基づき、緊急輸送道路の耐震化や広域交通ネットワークの整備が進められているが、人的体制の確保や自治体間の連携体制には課題が残っている。

また、災害時には女性が特有の困難に直面することが多く、避難所や一時滞在施設においては、プライバシーの確保、性被害の防止、生理用品や授乳スペースの確保など、女性の視点を反映した対応が不可欠である。しかし、現状では防災会議や初動対応チームにおける女性の参画が限定的であり、意思決定過程に女性の声が反映されにくいという課題がある。

さらに、企業においても、災害時に従業員や来訪者を一時的に受け入れる体制の整備が求められており、常設の災害ボランティアセンターや地域との連携による備蓄・訓練の強化が必要である。

(8)集中豪雨等風水害の被害防止対策について (★)

①災害危険箇所の見直しについて

近年頻発する線状降水帯などによる集中豪雨に対応するため、斜面崩壊や堤防決壊等の災害未然防止対策を強化すること。特に、大阪府が土砂災害防止法に基づき指定する土砂災害警戒区域・特別警戒区域については、危険度の高い地域を優先的に点検し、必要な対策を講じること。

また、災害が発生しやすい箇所を特定し、森林整備や排水機能の維持管理を重点的に行うこと。加えて、避難行動要支援者や女性・子ども・高齢者など、災害時に特に配慮が必要な人々の安全確保の観点から、避難経路や避難所の整備においても、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うこと。

【背景】

近年の気候変動の影響により、線状降水帯やゲリラ豪雨などの局地的な豪雨が頻発しており、想定を超える土砂災害や浸水被害が各地で発生している。特に、都市部における急傾斜地や老朽化したインフラ周辺では、斜面崩壊や堤防決壊のリスクが高まっており、災害危険箇所の見直しと早期対策が急務である。

大阪府は土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定を進めているが、指定後の点検・対策が十分に行き届いていない地域もあり、特に高齢化が進む中山間地域では、住民の避難行動に支障が出る恐れがある。

また、災害時には女性が避難所でのプライバシーの欠如や衛生環境の不備、性被害のリスクなど、特有の困難に直面することが多く、避難所の設計や運営においても女性の視点を反映した整備が重要である。トイレや更衣スペースの確保、授乳・育児スペースの設置、女性職員の配置など、平時からの備えが不可欠である。

さらに、災害弱者の避難支援体制の整備や、地域住民による見守り体制の構築も重要であり、地域防災計画の見直しとともに、住民参加型の防災訓練や情報共有の仕組みづくりが重要である。

②防災意識向上について

外国人居住者に対しては、「おおさか防災アプリ」の多言語機能を活用し、継続的な周知と利用促進を図ること。特に、災害発生時における避難情報や避難所の案内が確実に伝わるよう、ピクトグラムや視覚的な情報提供を強化すること。

また、府民に対しては、各市町村が作成するハザードマップが誰にとっても分かりやすい内容となっているかを点検し、必要に応じて改善を図るとともに、日頃からの防災意識を高めるための継続的な広報・啓発活動を行うこと。

さらに、大規模災害発生時に府民が適切な避難行動をとれるよう、事業活動の休止基準や外出抑制の判断基準について、企業・団体と連携しながら周知・理解促進を図ること。

加えて、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時に特に配慮が必要な人々に対しては、避難行動や避難所生活における困難さを軽減するための情報提供や訓練を平時から実施すること。

【背景】

近年の気候変動の影響により、線状降水帯や局地的豪雨による風水害が頻発しており、地域の地形や河川状況に応じた避難行動が重要である。特に山間部や湾岸部、都市部の低地などでは、短時間での浸水や土砂災害のリスクが高く、住民一人ひとりが自らの居住地のリスクを把握し、適切な避難行動をとるための防災意識の向上が不可欠である。

また、外国人居住者の増加に伴い、言語や文化の違いによる情報格差が災害時の避難行動に影響を及ぼす可能性がある。多言語対応や視覚的な情報提供（ピクトグラム等）の強化は、災害時の混乱を防ぐためにも重要である。

さらに、女性にとっては、避難所でのプライバシーの確保や育児・介護への対応、性被害のリスクなど、災害時に特有の困難が存在する。こうした課題に対応するためには、避難行動の段階から女性の視点を取り入れた情報提供や訓練が必要であり、地域防災計画や企業のBCP（事業継続計画）にもその視点を反映させることが重要である。

(9) 激甚災害時における公共インフラ設備の早期復旧に向けた取り組み

自然災害による鉄道や生活関連インフラ設備の被災時に、大規模な通信障害が発生した際の対策を事前に検討し、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国および地方自治体が責任を持って進めること。

また、災害時における通信・交通インフラの寸断は、女性や子育て世帯、高齢者、障がい者など、災害時要配慮者にとって特に深刻な影響を及ぼすことから、避難所や一時滞在施設における情報アクセス手段の確保や、移動手段の確保についても、女性の視点を取り入れた復旧計画を策定すること。

【背景】

2024年の能登半島地震では、道路・鉄道・通信などの基幹インフラが広範囲にわたって被災し、復旧に長期間を要した。特に通信インフラについては、基地局の倒壊や電源喪失により、被災地での情報伝達が困難となり、避難誘導や安否確認、医療支援の遅れにつながった事例が報告されている。

大阪府においても、南海トラフ地震などの大規模災害が想定されており、鉄道・道路・通信などのインフラが同時多発的に被災する可能性が高い。大阪府地域防災計画では、広域緊急交通路や防災行政無線の整備が進められているが、復旧体制の実効性や自治体間・事業者間の連携体制には課題が残る。

また、災害時には女性が避難所や一時滞在施設での情報不足や移動困難、プライバシーの欠如など、特有の困難に直面することが多く、インフラ復旧の遅れが生活や健康に直結する。特に、乳幼児を抱える母親や妊産婦にとっては、通信手段の確保や交通アクセスの遮断が、医療・衛生・育児支援の遅れに直結するため、女性の視点を反

映した復旧計画の策定が不可欠である。

このような背景から、災害時のインフラ復旧は単なる技術的課題にとどまらず、社会的弱者への影響を最小限に抑えるための「人間中心の復旧戦略」として、国・自治体・民間事業者が一体となって取り組む必要がある。

(10)交通弱者の支援強化に向けて

地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、バス路線の整備を含めた公共交通による移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援など、地域の実情に応じた対策を推進すること。

また、市町村が設置する「地域公共交通会議」や「法定協議会」に対しては、大阪府としても積極的に連携・参画し、交通弱者の意見や、交通・運輸産業の労働者代表の意見を反映させること。

さらに、日本版ライドシェアの導入にあたっては、既存のタクシー事業と同様に、公共交通として保障されるべき「利用者の安心・安全」「ドライバーの安全確保」「車両管理責任」を十分に確保すること。特に、女性や高齢者が安心して利用できるよう、性別配慮や夜間利用時の安全対策、運転者の適正管理を徹底すること。

ライドシェアはあくまで地域公共交通の補完的手段であり、タクシー営業区域の見直しや、自動運転技術の活用なども含め、「大阪スマートシティパートナーズフォーラム」等と連携しながら、地域の実情に応じた多様な移動手段の確保を検討すること。

【背景】

少子高齢化や過疎化の進行により、通勤・通学・通院・買い物など、日常生活に必要な移動手段が確保できない「交通空白地」が拡大している。特に、女性や高齢者、子育て世帯など、移動に制約のある層にとっては、公共交通の減少や廃止が生活の質に直結する深刻な問題となっている。

2025年から本格導入が進む日本版ライドシェアについては、利便性の向上が期待される一方で、利用者アンケートでは「使い方が分からない」「女性一人では不安」といった声も多く、特に女性にとっては、夜間や単独利用時の安全性、運転者との接触への不安が課題となっている。

また、ライドシェアの導入にあたっては、既存のタクシー事業と同様に、公共交通としての安全性・信頼性を確保することが前提であり、ドライバーの労働環境や利用者保護の観点からも、慎重かつ段階的な制度設計が必要である。

そのため、大阪府としては、地域公共交通の維持・再編とあわせて、ライドシェアや自動運転などの新技術を活用しつつも、公共性・安全性・労働環境の確保を前提とした総合的なモビリティ戦略を構築することが重要である。

(11)安全安心な上下水道の供給実現に向けて

今後も発生が続くと想定される、耐用年数を迎えた上下水道インフラによる事故や、PFAS（有機フッ素化合物）など健康被害が懸念される化学物質への対策を進めるため、技術職を中心とした人材の確保・育成、技術継承に向けた対策を速やかに行うこと。

また、PFASをはじめとする水質リスクに対しては、全国的な水道水の調査を踏まえ、大阪府内においても客観的かつ科学的なデータに基づいたモニタリング体制を強化し、住民の不安を払拭するための情報公開と予防的措置を講じること。

【背景】

上下水道インフラの多くが高度経済成長期に整備されており、老朽化が進行している。2024年の能登半島地震では、耐震化が進んでいなかった地域で上下水道の長期断絶が発生し、約14万世帯が影響を受けた。

また、2021年の和歌山市では水管橋の崩落により約6万世帯が断水するなど、インフラの老朽化が市民生活に直結するリスクが顕在化している。

大阪府内でも、技術職員の高齢化や人材不足が深刻化しており、上下水道の維持管理に必要な技術の継承が課題となっている。特に、災害時の迅速な復旧や、PFASなどの新たな水質リスクへの対応には、専門的知見を持つ人材の確保が不可欠である。PFAS（PFOS・PFOA）については、大阪府内でも複数の地点で国の暫定目標値

（50ng/L）を超過する事例が報告されており、例えば大阪市では232ng/L、茨木市では94ng/Lが検出されたケースがある。これらの地点では水源の切り替えや使用中止などの対応が取られているが、住民の不安は根強く、行政による継続的な調査と情報公開が求められている。

また、災害時や断水時には、女性や子育て世帯にとって特有の困難が生じやすく、トイレや衛生環境の確保、乳幼児の水利用などにおいて、性別やライフステージに応じた配慮が必要である。こうした視点を上下水道の整備・運営計画に反映させることも、今後の重要な課題である。

<新規>

(12)空き家対策の推進

市区町村は、空家等対策特別措置法に基づく法定協議会を設置し、実行性を高めること。法定協議会の設置にあたっては、地域住民、不動産事業者、学識経験者、空き家活用の専門家など、多様な関係者が参画する体制を確立し、現場の課題を反映した政策形成を進めること。

空家等対策計画を策定し、法定協議会を設置している市区町村においては、各地域の状況を勘案しながら適切な計画の策定および計画の実効性を確保するため、適宜、進捗管理と改善点の検討を行い、必要に応じて計画の見直しや法定協議会の機能強化を図ること。

また、移住者や低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、被災者など

の住居用として空き家を有効活用していくために、空き家バンクの機能を強化し、マッチング支援や改修費補助などの制度を拡充すること。さらに、自治体間の連携を進め、広域的な空き家活用を促進すること。

【背景】

大阪府では、空き家率が上昇傾向にあり、特に郊外部や市街地周辺での老朽化住宅の放置が深刻化している。2025年4月に改定された「住まうビジョン・大阪」では、空き家の除却だけでなく、利活用を通じた地域活性化が重点施策として位置づけられている。一方で、市町村によって空き家対策の進捗や体制にばらつきがあり、空き家バンクの運用においても、情報の更新頻度やマッチング支援の体制に課題があり、利用者にとって使いやすい仕組みの整備が求められている。

さらに、空き家の利活用においては、女性や子育て世帯にとって、住宅の安全性や周辺環境、アクセス性などが重要な要素となる。特に、ひとり親家庭やDV被害者など、住まいの確保に困難を抱える女性にとって、空き家の活用は生活再建の重要な手段となり得るため、ジェンダー視点を取り入れた空き家政策の推進が必要である。

また、空き家の活用には改修費用の負担が大きな障壁となっており、補助制度の拡充や手続きの簡素化、専門家による相談体制の強化が求められている。大阪府としては、こうした課題に対応するため、市町村への技術的・財政的支援を強化し、広域的な連携による空き家対策の推進が急務である。

<新規>

(13) 公衆喫煙所の整備の強化

大阪府は、健康増進法および大阪府受動喫煙防止条例に基づき、原則屋内禁煙を推進しているが、その結果として施設周辺における路上喫煙の増加が懸念されている。これに対応するため、府内における公衆喫煙所（屋外分煙所）の整備が求められている。

府内各地で公衆喫煙所の設置を進める市町村や事業者に対しては、大阪府が主導的な立場で支援を行い、地域の実情に応じた設置計画の策定を促進するとともに、進捗状況の把握、課題の抽出、改善策の検討を継続的に行う体制をさらに構築すること。必要に応じて、計画の見直しや支援制度の拡充を図り、府全体としての整備の質と量の向上を目指すこと。

また、設置費用の補助制度に加え、維持管理に係る財政的支援制度を創設し、持続可能な運営体制を確立すること。加えて、大阪府が主体となって公共性の高い場所（駅周辺、公園、繁華街など）における公衆喫煙所の整備を積極的に進め、府民の健康と生活環境の向上を図ること。

【背景】

大阪府では、2025年4月に受動喫煙防止条例が全面施行され、屋内禁煙の徹底が進む一方で、施設周辺における路上喫煙や吸い殻の投棄が深刻化している。これにより、非喫煙者や子ども、高齢者などの健康被害が懸念されるほか、景観や衛生環境の悪化も問題となっている。

一方で、喫煙者にとっても、条例の施行により喫煙可能な場所が著しく制限され、

適切な喫煙環境の確保が困難となっている。喫煙者の権利を尊重しつつ、非喫煙者の健康を守るためには、双方の立場に配慮した分煙環境の整備が不可欠である。

現在の公衆喫煙所整備は、民間事業者の任意によるものであり、設置数や場所に偏りがある。また、維持管理費用の負担が重く、継続的な運営が困難となるケースも見受けられる。こうした課題に対応するためには、大阪府が責任を持って整備・運営を行う体制の構築が不可欠である。

大阪府としては、こうした課題に対応するため、技術的・財政的支援を強化し、広域的な連携による公衆喫煙所整備の推進が急務である。

1. 雇用・労働・ジェンダー平等施策

*大阪人材確保推進会議

大阪府では、府内の製造分野、運輸分野、建設分野、インバウンド関連分野の人材確保を必要とする業界で働くことに魅力を感じ、活躍できるよう、業界及び当該業界の企業のイメージアップと雇用促進を図るため、業界団体や行政機関、経済団体、労働団体等で構成する会議。

*2024 年問題

「働き方改革」にともない 2019 年に労働基準法が改正され、多くの業種にて時間外労働の上限が規制された。運送業と建設業、医師は準備期間として 5 年間の適用が猶予されていたが、2024 年 4 月から上限規制が適用される。過労死などのリスクに直面してきた多くの労働現場で長時間労働の是正が期待される一方で、物流の停滞や路線バスの減便、地域医療の不足など様々な影響が懸念されている。

*地域就労支援事業

各市町村が地域にある様々な支援機関と連携して、働く意欲がありながら就労にむすびつかない方々（中途退学者や卒業後も未就職にある若年者、障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者等）を支援する事業。

*地域労働ネットワーク

行政・労働者団体・使用者団体等の機関・団体が連携して、地域の労働に係わる課題や問題を解決していくために、大阪府（労働環境課）が事務局となり府内 7 ブロックに「地域労働ネットワーク推進会議」を設置し、合同企業面接会や説明会、労働問題や勤労者健康管理、ワーク・ライフ・バランスの啓発セミナー等、幅広い労働関連事業を実施している。

*おおさか男女共同参画プラン

大阪府では、2001 年 7 月にすべての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざし、2010 年度を目標年次とする「おおさか男女共同参画プラン」を策定。その後、2006 年に一部改訂を経て、2011 年に「おおさか男女共同参画プラン(2011-2015)」を、2016 年には後継計画として「おおさか男女共同参画プラン(2016-2020)」を策定し、大阪府における男女共同参画施策を総合的、計画的に進めてきた。

その後、新型コロナウイルス感染拡大の影響や社会情勢の変化、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、新たに「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」を策定した。

*性暴力救援センター・大阪 SACHICO

性暴力に関する当事者の視点に立ち、急性期から医療支援、法的支援、相談支援等の活

動を続けている、性暴力被害者に対して被害直後からの総合的・包括的支援をめざす、日本で初めてのプロジェクト。支援員常駐による心のケアと、産婦人科医による診療を提供。当事者と相談しつつ、精神科医師による診療、カウンセリング、弁護士相談、警察への通報、児童相談所への通告など、連携している関連機関（女性の安全と医療支援ネットというネットワークシステム）の支援が可能な、被害者にとってのワンストップセンターとして機能。

* 特定妊婦

「貧困」、「DV」、「予期せぬ妊娠」、「若年妊娠」など、複雑な事情を抱え、子どもの養育について出産前に特に支援が必要と認められる妊婦のこと。増加傾向にあり、全国に約 8,000 人いるといわれる。母子の体調のような医学的なリスクだけでなく、子どもを育てる環境に大きなリスクを抱えている場合がある。

* LGBTQ

「Lesbian（レズビアン）」、「Gay（ゲイ）」、「Bisexual（バイセクシュアル）」、「Transgender（トランスジェンダー）」「Queer（クィア）／Questioning（クエスチョニング）」の頭文字をとった言葉で、いわゆるセクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の一部の人々を表す総称。さらに、そうした定義に定まらない多様な人々を含めて「LGBTQ+」という表現が使われることもある。

* SOGI（性的指向と性自認）

国連での国際人権法の議論で使用されたのが始まりで、Sexual Orientation and Gender Identity の頭文字をとった言葉。直訳すると「性的指向と性自認」。セクシュアル・マイノリティだけでなく、すべての人に関わる概念を指す言葉。

* 大阪府パートナーシップ宣誓証明制度

性的マイノリティ当事者の方が、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓された事実を、大阪府として公に証明する制度。2024 年 4 月からは京都府・兵庫県の実施自治体との連携がスタートし、転居に伴う手続きの負担軽減を図っている。

※府内では、大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、貝塚市、枚方市、茨木市、泉佐野市、富田林市、松原市、大東市、大阪狭山市 ※2025 年 11 月時点

* ビジネスケアラー

仕事をしながら家族等の介護に従事する人。ピークを迎える 2030 年時点では約 318 万人になると推計されており、労働力の低下に拍車がかかる懸念がされている。

2. 経済・産業施策・中小企業施策

* 中小企業振興基本条例

中小企業が地域経済において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興について、府の責務、基本方針等を明らかにし、中小企業の健全な発展を図ることにより、大阪経

済の活性化、雇用機会の創出及び府民生活の向上に寄与することを目的としている。

* 技能五輪全国大会・技能五輪国際大会

技能五輪全国大会は、青年技能者の技能レベルの日本一を競う技能競技大会である。目的は、次代を担う青年技能者に努力目標を与えると同時に、大会開催地域の若年者に優れた技能を身近にふれる機会を提供する等、技能の重要性、必要性をアピールし、技能尊重機運の醸成を図ることにおかれている。全国大会の出場選手は、各都道府県職業能力開発協会等を通じて選抜された者（原則 23 才以下）とされており、国際大会が開催される前の年の大会は、国際大会への派遣選手選考会を兼ねている。

* B C P : Business Continuity Plan (事業継続計画)

企業が事業継続に取り組むうえで基本となる計画のこと。災害や事故等の予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定される行動計画。

* B C P 策定大阪府スタイル

中小企業庁は、令和元年 7 月から B C P 策定に至るまでの入口として、認定されると低利融資や税制優遇等の支援策が受けられる「事業継続力強化計画」（以下、「強化計画」という。）を創設し、大阪府では、事業継続のために最低限これだけは決めておくべき項目に絞り込んだ様式「超簡易版 B C P 『これだけは！』シート」（以下、「府シート」という。）を令和元年 12 月に公表した。この「府シート」の記入と「強化計画」の認定取得の両方を行うことを『B C P 策定大阪府スタイル』と命名し、大阪府と近畿経済産業局が連携・推進することで、各ツールの利用者の増加を図り、府内中小企業者等の B C P 策定率向上、災害対応力向上を図る。

* サプライチェーン

個々の企業の役割分担にかかわらず、原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。

* パートナースhip構築宣言

連合会長、経団連会長、日商会頭および関係大臣（内閣府・経済産業省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省）による「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」で創設が決定されたもので、取引先と共存共栄・連携関係を築くために、企業が発注者の立場で自社の取引方針を宣言するもの。サプライチェーン全体で適正な取引が行われることで、それぞれの企業が成長し、業績も向上する好循環を生み出すことが期待されている。

* 公契約条例

地方自治体の条例の一つで、国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることを規定している。指定される賃金は、国の最低賃金法に基づいて規定される最低賃金よりも高く設定されており、ワーキングプアに配慮した内容になっている。2009 年 9 月に千葉県野田市で初めて制定さ

れ、2010年2月に施行された。2010年12月に政令指定都市として神奈川県川崎市で初めて制定された。2014年7月に都道府県として奈良県で初めて制定された。

*総合評価入札制度

「価格」のほかに「価格以外の要素（技術力）」を評価の対象に加えて、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から見て最も優れた案を提示したものを落札者として決定する方式。

大阪府の本庁舎をはじめ府有施設における清掃等業務発注において、評価項目に障がい者や母子家庭の母の雇用等の視点を盛り込んだ総合評価入札制度を2003年度に全国初の取り組みとして導入した。

*中核的労働基準

労働に関する最低限の基準を定めたものであり、「結社の自由・団体交渉権の承認」「強制労働の禁止」「児童労働の禁止」「差別の撤廃」の4分野がある。この基準は、国連の専門機関として労働問題を取り扱うILO（国際労働機関）によって定められている。

*人権デュー・デリジェンス

人権に対する企業としての適切で継続的な取り組み。人権に関わるリスクが発生しているかを特定し、リスクを分析・評価して適切な対策を実行するプロセスのこと。

人権侵害の例は、「賃金の不足・未払い」「過剰・不当な労働時間」「社会保障を受ける権利の侵害」「ハラスメント」「強制労働」「児童労働」「外国人の権利侵害」「差別」などがある。

*関西蓄電池人材育成等コンソーシアム

蓄電池・材料の国内製造基盤として、サプライチェーン全体で約3万人、蓄電池に係る人材を育成・確保していく目標が掲げられている。蓄電池関連産業が集積している関西エリアにおいて、産業界、教育機関、自治体、支援機関等が参画する「関西蓄電池人材育成等コンソーシアム」を設立（事務局：近畿経済産業局）。

本コンソーシアム（共通目的のために集まった共同事業体）では、産学官が抱える人材育成・確保に係る現状と課題を共有した上で、目指すべき人材像の具現化を図るとともに、蓄電池に係る人材育成・確保の取り組みについて議論。関西エリアを中心として、令和6年度を目処に、工業高校や高専等での教育カリキュラムの導入、産総研など支援機関における教育プログラムを本格的に開始するべく取り組みを検討する。

3. 福祉・医療・子育て支援

*生活困窮者自立支援制度

2013（平成25）年12月、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）が成立し、2015（平成27）年4月より施行された。

生活困窮者自立支援制度は、近年の社会経済構造の変化に対応し、生活保護受給者以外の生活困窮者への自立支援策を強化するもの。生活困窮者の多くは、複合的な課題を抱え

ており、このような生活困窮者に適切な支援を行うため、自治体では、その実情に応じて包括的な支援体制を構築することが必要となっている。そこで、生活困窮者に対する包括的な支援は、中核となる自立相談支援事業を中心に、就労準備支援事業等の任意事業や他制度・他事業による支援及び民生委員や自治会等のインフォーマルな支援を総合的に実施している。自治体では、任意事業の積極的な実施や地域資源との連携等が求められている。

＊改正住宅セーフティネット法

高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保に配慮が必要な人は今後も増加する中、住宅セーフティネットの根幹である「公営住宅」は大幅な増加が見込めない。一方で民間の空き家・空き室は増加しており、それらを活用した新たな住宅セーフティネット制度が2017年10月から開始。大きな柱として、①住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的な支援、③住宅確保要配慮者に対する居住支援、を掲げている。

＊ホームレスの自立支援等に関する特別措置法

平成14年に施行。ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講じることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。現在、令和9年までの時限立法。

＊口腔機能評価

人間の生命と生活を担う口腔の様々な働きを評価すること。運動機能、咀嚼機能、嚥下機能の3つの側面から行われる。

＊ベースアップ評価料

令和6年の診療報酬改定の際に新設された新しい評価料。医療業界における職員（看護師や薬剤師含む）の賃金改善を目的とした制度で、これによって得られた診療報酬は対象となる医療職員の賃上げに使用される。

＊地域医療介護総合確保基金

団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施する。

＊第8次大阪府医療計画

2024年度から2029年度までの大阪府における医療提供体制を確保するための計画。計画の基本的な方向性は2つ。①新興感染症発生時や災害時などの有事に備えた医療体制の整備。②超高齢社会・人口減少社会における持続可能な医療体制の構築。

* 介護職員等処遇改善加算

介護サービス事業者に雇用される職員の待遇を安定させ、賃金を向上させる目的で設けられた制度。介護職員の賃金向上や職場環境の改善を図る目的で旧来から運用されてきたものの、手続きの簡素化や処遇改善効果の向上を実現するため、2024 年 6 月より新制度に移行。

* こども誰でも通園制度

保護者の就労状況にかかわらず、0 歳 6 か月から満 3 歳未満の未就園児が、時間単位で保育施設を利用できる新たな給付制度。すべての子どもの健やかな成長と、保護者の育児負担軽減を目的として、2026 年度（令和 8 年度）から全国で本格的に実施される予定。

* 保留児童・隠れ待機児童

保育施設への入園を希望しているにもかかわらず、待機児童の定義から外れてカウントされない児童のこと。待機児童は、保育の必要性が認定されているにもかかわらず、保育施設を利用できていない子どものことを指す。保留児童は、保育の必要性があり入園資格を満たしているにもかかわらず、入所できていないすべての児童を指す。保留児童は、特定の施設のみを希望している、または認可外保育所やベビーシッターなどの他の保育サービスを利用しているなどの理由で、待機児童数としてカウントされない場合がある。保留児童の存在は、待機児童問題の実態を見えにくくする要因の一つとなっている。

* ヤングケアラー

法令上の定義はないが、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護・感情面のサポートなどを日常的に行っている 18 歳未満の子どもを指す。

4. 教育・人権・行財政改革施策

* スクールカウンセラー（SC）

児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしている。

* スクールソーシャルワーカー（SSW）

児童・生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図る専門職。児童・生徒が抱える問題には、日常生活の悩み、いじめ、暴力行為、虐待などがある。

スクールソーシャルワーカーは、学校、家庭、地域で暮らしやすい生活の支援や福祉制度の活用などを通し、児童・生徒の支援をおこなっている。

* 大阪府奨学金返還支援制度導入促進事業

物価高騰の中で奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減し、大阪府内事業者の人材確保・定着につなげることを目的としている。この事業では、従業員等に対し奨学金返還に係る手当などを支給する、または従業員等に代わって奨学金を返還する「奨学金返還支

援制度」を新たに導入した事業者に対し、大阪府が支援金を支給する。

＊my door OSAKA（マイド・ア・おおさか）

大阪府が提供する住民のQOL（生活の質）向上を目的とした総合行政ポータルサイト。ORDEN（大阪広域データ連携基盤）を活用し、個人に合わせた情報発信やオンライン行政手続きを提供、2024年8月29日にサービスを開始。

＊マイナンバー制度（運転免許証との一体化）

①国民の利便性の向上、②行政の効率化、③公平・公正な社会の実現 などの観点から、社会保障、税、災害対策の分野を中心に、複数の機関が保有する個人の情報について、同一人の情報であることを効率的に確認するとともに、それらを活用するための制度。

また、運転免許証の情報をマイナンバーカードのICチップに記録し、マイナンバーカードを運転免許証として利用できるよう、2025年3月24日から運用が開始されている。

5. 環境・食料・消費者施策

＊おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度

飲食の提供や食材等を販売する企業等が、食品ロス削減に積極的に取り組み、販売活動を通じて食品ロス削減に係る消費者等への啓発活動を実施する際に、大阪府が取り組みを協力・支援し、広く食品ロス削減の啓発を進めることを目的とした制度。

＊3010 運動

宴会時の食べ残しを減らすキャンペーン。乾杯後30分は席を立たずに料理を味わい、お開き10分前に自席に戻って料理を残さず食べようというもの。

＊食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律）

2019年5月24日成立、同5月31日に公布された法律。

食品ロスの削減に関し、国・地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。

＊フードバンク

食品関連企業から品質に問題のない食料品を無償で譲り受け、「生活弱者」を支援する施設や団体に無償提供する。

＊カスタマーハラスメント

従業員に対する暴言や土下座強要、ネットへの誹謗中傷の書き込み等、顧客による過剰で悪質なクレームや迷惑行為のこと。

＊「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社

会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとしてされている。

こうした制度も踏まえつつ、昨今、脱炭素社会に向けて、2050 年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方公共団体が増えつつある。

※実質排出量ゼロ（カーボンニュートラル）：CO₂などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡（プラスマイナスゼロ）を達成すること。実現した社会を＝「脱炭素社会」と称する。

*脱炭素先行地域

2050 年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO₂ 排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、日本全体の 2030 年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域。「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとされる。先行的な取り組みを実施し、各地の創意工夫を横展開する。

*2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン政調戦略

グリーン成長戦略では、産業政策・エネルギー政策の両面から、成長が期待される 14 の重要分野について実行計画を策定し、国として高い目標を掲げ、可能な限り具体的な見通しを示している。

- ・エネルギー関連産業… ①洋上風力・太陽光・地熱 ②水素・アンモニア ③次世代熱エネルギー ④原子力
- ・輸送・製造関連産業…⑤自動車・蓄電池 ⑥半導体・情報通信 ⑦船舶 ⑧物流・人流・土木インフラ ⑨食料・農林水産業 ⑩航空機 ⑪カーボンリサイクル・マテリアル
- ・家庭・オフィス関連産業…⑫住宅・建築物・次世代電力マネジメント ⑬資源循環関連 ⑭ライフスタイル関連

*「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」

大阪府では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条に基づく「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を 2021 年 3 月に策定。

なお、本計画は気候変動適応法第 12 条の規定に基づく「大阪府気候変動適応計画」としても位置付けている。

*再生可能エネルギー

「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。

*スマートグリッド

IT 技術を活用し、発電所の「供給側」と家庭や事業所などの「需要側」の電力需給を自動制御し、需要に応じて供給側・需要側の双方から発電施設からの電力量をコントロールできる技術を持った次世代電力供給システムのこと。

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

*避難行動要支援者

2013 年 6 月に災害対策基本法が改正されてから使用されるようになった言葉。高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」と言い、そのうち、災害発災時、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」と言う。

*大阪スマートシティパートナーズフォーラム

「大阪モデル」のスマートシティの実現に向けた推進体制として、企業やシビックテック、府内市町村等と連携して設立された。

※シビックテック（Civic Tech）：シビック（Civic：市民）とテック（Tech：テクノロジー）をかけあわせた造語。市民自身が、テクノロジーを活用して、行政サービスの問題や社会課題を解決する取り組み。